

教育委員会制度の改革と運用実態に関する 首長・教育長の評価とその変容

—2013年全国市町村長・教育長アンケート調査報告—

村上 祐介

Evaluations and its changes of reforms and actual situations on the education board system in
Japan: Report on a survey of mayors and superintendents in 2013

Yusuke MURAKAMI

目次

- I. 本調査の問題関心と課題設定
- II. 調査の概要
- III. 首長調査結果の概要
 - A. フェイスシート
 - B. 自治体の行政・政策全般に関する認識
 - C. 教育政策全般における影響力構造
 - D. 教育委員会制度の在り方について
 - E. 首長と教育委員・教育長との関係について
- IV. 教育長調査結果の概要
 - A. フェイスシート
 - B. 教育委員会事務局および教育委員会会議の状況
 - C. 教育長と首長・教育委員との関係
 - D. 文化、スポーツ、社会教育、就学前教育・保育の事務執行について
 - E. 地方教育行政と教育委員会制度に対する教育長の認識
- V. 2004年首長調査との比較
- VI. おわりに

I. 本調査の問題関心と課題設定

本論文は、2013年3～6月に実施された「今後の教育委員会制度の在り方に関する全国市区町村アンケー

ト調査」（以下、「首長調査」と記す）、および「今後の教育委員会制度の在り方に関する全国教育長アンケート調査」（以下、「教育長調査」と記す）の概要と結果を報告することを目的としている。また、2004年に筆者が行ったほぼ同内容の首長調査^①との比較を合わせて行い、前回調査からの約10年間で、教育委員会制度改革に対する市区町村長の意識や評価にどのような変化が生じているのか（または生じていないのか）について検討を加える。

周知の通り、2014年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（地教行法）が改正され、教育委員会制度は地教行法制定以来約60年ぶりに大きな制度改革が行われることになった。その改革の経緯や内容については数多くの論考が既に著されているのでここでは詳しく述べないが、結果的には執行機関としての教育委員会を維持しつつも、大綱策定や総合教育会議の新設などを通じて首長の権限を強化する方向での改革となった。

今次の制度改革をめぐっては、執行機関としての教育委員会を「廃止」し、首長に教育行政の決定権限を一元化すべきとの見解と、教育委員会を執行機関として維持したうえで必要な制度改革を行うべきとの両論が鋭く対立した。2013年の中教審教育制度分科会でも、両者の相違は最後まで埋まらず、最終的には事実上の両論併記という異例の答申となった。

中教審では、それぞれ数名の首長、教育委員、教育

長が委員として参加しており、また首長関係団体（全国知事会など）や教育委員会関係団体（全国都道府県教育委員会連合会など）が意見表明を行う機会も設けられた。他方で、各団体やその代表者としての立場とは別に、行政現場を預かる個々の市区町村の首長や教育長が教育委員会制度の改革の在り方や運用の実態をどのように考えているのか、また首長や教育長が地方教育行政に実際にどのように関わっているのかについては、ここ数年でもいくつかの調査が行われているものの^②、今次の制度改革の論議に資する調査の蓄積は十分とはいえない状況であった。

こうした状況に鑑み、本調査では市区町村の首長・教育長に対して、教育委員会制度の改革と運用実態に関する意識・評価を中心に質問紙調査を実施し、制度改革が現実味を帯びつつあった時期に首長・教育長が現状をどう認識し、改革の方向性をどのように考えているかを明らかにした。また、首長については2004年に筆者が実施したほぼ同内容の調査結果との比較を通じて、教育委員会制度への批判が高まったこの10年間での変化を検討した。

本調査は前回調査との比較も含めた学術的な調査研究を目的として企画・実施されたものであり、中教審の審議が開始された2013年5月には、既に回答の多くが返送されていた。その後中教審の審議が進むにつれて制度改革のゆくえが社会的にも大きな注目を浴びたが、本調査は中教審での審議や報道が本格化する以前に実施されており、それらによる影響はほとんど受けていないと考えられる。

一方で、本調査の結果の一部は中教審の審議で筆者自身が報告を行い、その後も国会審議や報道等で言及されるなど^③、その是非は別として結果的に一定の社会的なインパクトをもたらした面があったかもしれない。

その後、2014年6月に地教行法改正案が成立し、新たな教育委員会制度に移行することになった。そのため、本調査は結果的に制度改革直前、すなわち1956年以降続いた現行制度の最後の時期における教育委員会制度の運用実態と、首長・教育長の意識・評価を明らかにするデータであるともいえる。

本論は調査の全体像と結果の概要を報告することが目的であり、個別の結果について詳細な分析を行うものではないが、あらかじめ単純集計から得られた主な

知見として以下の3点を挙げておきたい。

第1に、教育委員会制度改革に対する考え方については、首長・教育長とも教育行政権限の首長への一元化に反対する回答が過半数を占めていた。一方で、合議制の執行機関としての教育委員会を維持するか、あるいは教育長を責任者として教育委員会は諮問機関とするかについては、首長・教育長ともいずれも賛成が過半数を占めており、首長の間では両者の意見が拮抗していた。概していえば、首長が教育行政の権限を一元的に持つことには反対であり、教育行政の首長からの独立は必要であるとの意見が首長自身も多かった。ただ、合議制執行機関としての教育委員会を維持するか、教育長を責任者とするかは様々な意見があり、両方に賛成と答えるなどいずれかの見解には定まっていない回答も少なからず見受けられた。

第2に、教育委員会制度の運用実態については、首長・教育長とも比較的肯定的な回答が多数を占めていた。「市町村教育委員会制度は制度の趣旨に沿ってよく機能している」は、首長の半数強、教育長の約3分の2が「そう思う」（「どちらかといえばそう思う」を含む、以下同様）と答えており、「貴自治体の教育委員会は制度の趣旨に沿ってよく機能している」は、首長の7割弱、教育長の8割強が「そう思う」と答えていた。また、教育委員会制度の弊害や短所として指摘される点に関しては、首長・教育長の過半数は「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」との見解であった。ただし、「合議制であるため教育委員の責任が不明確」については、首長の意見が分かれており、2004年調査と比べて「そう思う」の割合が増加していた。

第3に、2004年調査との比較では、特に変化がない項目も多いが、注目される変化として、「市町村教育委員会制度は制度の趣旨に沿ってよく機能している」、「貴自治体の教育委員会は制度の趣旨に沿ってよく機能している」との質問に対して、「そう思う」との回答する首長が5ポイント程度増加していたことが挙げられる。2000年代以降は、教育委員会の責任体制の不明確さや事務局の体質が社会的にも強く批判されてきたが、行政現場に近い首長の認識としては、制度がよく機能していると考えられる割合が約10年を経てむしろ増加していた。この要因が何かは別途考察が必要であるが、教育委員会制度に対する近年の社会的な批判の高まりや世論の認識とは異なる結果であるといえよう。

教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容

II. 調査の概要

調査の概要は以下の通りである。なお、本調査は科学研究費による補助を受けており、調査にあたっては一般社団法人中央調査社に配付・回収等の実施を委託した。

設問項目については、首長調査については前回の2004年調査と同様の設問を基本として、一部の設問や選択肢を変更した。教育長調査については、首長調査と同様の設問を設けて、首長と教育長との回答が対応可能な形になるよう配慮したほか、一部の設問に関しては、堀和郎氏らの調査での設問を参照して質問票を設計した⁴⁾。

実施時期：

平成25年3月下旬～6月中旬

平成25年4月末日を締め切りとしたうえで、5月に再度、回答依頼と調査票を送付した。

調査対象：

合計 1120 自治体

全ての市・特別区の首長及び教育長 (812 自治体)

町村の約3分の1(人口層化別抽出⁶⁾) (308 自治体)

調査方法：

調査票を各自治体に郵送

回収数：

首長 672 通 (回収率 60.0%)

教育長 702 通 (回収率 62.7%)

III. 首長調査結果の概要

A. フェイスシート

はじめに、回答自治体と首長の属性を示す。

2004年調査との比較では、抽出率(2004年は半数、今回は3分の1)と市町村合併の影響により、町村の回答数は減少している。人口規模に関しては5～10万人の自治体が最も多く、次いで3～5万人となっている。

首長の年齢については60～69歳、次いで50～59歳が多い。前回調査より全体的にやや若いものの大きな違いはない。在職期数は1期目と2期目で7割以上を占めており、3期目以上の割合は少ない。経歴については市町村職員、市町村議員の経験者がそれぞれ3割を超えている。

〔行政区分〕 (括弧内はパーセント、以下も同様)

政令市	中核市	その他の市	東京23区	町	村	合計
9	27	421	19	174	22	672
(1.3)	(4)	(62.6)	(2.8)	(25.9)	(3.3)	(100)

〔人口規模〕

5000人未満	5000～1万人未満	1～3万人未満	3～5万人未満	5～10万人未満	10～30万人未満	30万人以上	合計
49	55	116	130	152	119	51	672
(7.3)	(8.2)	(17.3)	(19.3)	(22.6)	(17.7)	(7.6)	(100)

Q2. 首長の年齢

40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	無回答	合計
12	32	149	370	106	3	672
(1.8)	(4.8)	(22.2)	(55.1)	(15.8)	(0.4)	(100)

Q2. 在職期数

1期目	2期目	3期目	4期目	5期目以上	無回答	合計
241	249	125	44	13	0	672
(35.9)	(37.1)	(18.6)	(6.5)	(1.9)	(0)	(100)

Q3. 首長の経歴

市町村職員(教員を除く)	市町村議員	市町村教育委員会の教育委員	市町村教育委員会の教育長	都道府県庁の職員(教員を除く)	都道府県議会の議員	都道府県教育委員会の教育委員
206 (30.7)	249 (37.1)	16 (2.4)	17 (2.5)	69 (10.3)	111 (16.5)	3 (0.4)

都道府県教育委員会の教育長	教員(国公立・私立を問わず)	中央省庁職員	国会議員	無回答	合計
1 (0.1)	32 (4.8)	33 (4.9)	10 (1.5)	92 (13.7)	672 (100)

B. 自治体の行政・政策全般に関する認識

ここでは前回調査と同様に重要な行政課題を上位3つまで挙げてもらった。1位をみると、東日本大震災の影響もあって防災(10.4%)が最も回答が多く、次いで同数で過疎対策(7.7%)、行政改革(7.7%)、それに続いて教育(7.4%)の順であった。2位、3位はいずれも教育との回答(それぞれ16.2%、17.4%)が最も多かった。

2004年調査とは選択肢が若干異なるため単純な比較はできないが、前回調査では教育を1位に挙げた回答は2.5%と全体で5番目に多く、順位付けを加味しても4~5番目の位置づけであった。それに対して今回は、教育を2位や3位に挙げた回答も多く、教育をより重要な行政課題としている首長が前回に比べて増えていると考えられる。

Q4. 重要な行政課題

	行政改革	都市計画	公共事業	過疎対策	農林水産業	農林水産以外の産業	環境	福祉
1位	52 (7.7)	24 (3.6)	5 (0.7)	52 (7.7)	44 (6.5)	12 (1.8)	7 (1)	47 (7)
2位	41 (6.1)	28 (4.2)	4 (0.6)	27 (4)	72 (10.7)	23 (3.4)	11 (1.6)	104 (15.5)
3位	35 (5.2)	21 (3.1)	3 (0.4)	32 (4.8)	56 (8.3)	21 (3.1)	19 (2.8)	78 (11.6)

	教育	治安対策	医療	雇用	文化	防災	市町村合併	その他
1位	50 (7.4)	1 (0.1)	24 (3.6)	39 (5.8)	0 (0)	70 (10.4)	1 (0.1)	53 (7.9)
2位	109 (16.2)	1 (0.1)	49 (7.3)	50 (7.4)	6 (0.9)	50 (7.4)	1 (0.1)	23 (3.4)
3位	117 (17.4)	2 (0.3)	38 (5.7)	55 (8.2)	9 (1.3)	77 (11.5)	2 (0.3)	23 (3.4)

	分からない	無回答	合計
1位	10 (1.5)	14 (2.1)	672 (100)
2位	11 (1.6)	18 (2.7)	672 (100)
3位	15 (2.2)	23 (3.4)	672 (100)

教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容

教育政策に限らず政策形成・実施全般に影響力の大きいアクターについては、市町村長自身が圧倒的に多く、1位に挙げた首長が60.6%であった。次いで一般住民、議会の順であった。この順序は前回調査と変わっていない。

首長と議会の関係については、前回調査を基にした筆者自身の分析では、教育委員会制度改革への態度を規定する要因の一つとなっており、今回も設問に加えた。8割以上の首長が議会は協力的であると答えており、前回調査と同じ傾向であった。

Q5. 政策形成・実施全般において影響力の大きいもの

	市町村長	副市町村長	行政職員	議会	一般住民	各種 利益団体
1位	407 (60.6)	1 (0.1)	22 (3.3)	36 (5.4)	137 (20.4)	3 (0.4)
2位	32 (4.8)	45 (6.7)	103 (15.3)	267 (39.7)	84 (12.5)	10 (1.5)
3位	39 (5.8)	13 (1.9)	106 (15.8)	152 (22.6)	145 (21.6)	23 (3.4)

	企業	職員組合	都道府県	国	地元選出 県議会議員	地元選出国 会議員
1位	1 (0.1)	0 (0)	5 (0.7)	32 (4.8)	0 (0)	0 (0)
2位	4 (0.6)	1 (0.1)	52 (7.7)	31 (4.6)	0 (0)	3 (0.4)
3位	10 (1.5)	2 (0.3)	57 (8.5)	52 (7.7)	4 (0.6)	12 (1.8)

	その他	分からない	無回答	合計
1位	1 (0.1)	18 (2.7)	9 (1.3)	672 (100)
2位	1 (0.1)	23 (3.4)	16 (2.4)	672 (100)
3位	2 (0.3)	30 (4.5)	25 (3.7)	672 (100)

Q6. 首長と議会との関係

	非常に 協力的である	どちらか と いえば 協力的である	どちらとも いえない	どちらか と いえば 非協力的 である	全く 非協力的 である	無回答	合計
	185 (27.5)	371 (55.2)	96 (14.3)	16 (2.4)	3 (0.4)	1 (0.1)	672 (100)

特別職の人事については議会の同意が必要なため、議会との関係を表しているともいえる。前回とは選択肢をやや変えているが、議会の本会議で人事案に同意が得られなかったことがあるとの回答が10.4%、人事案の提出を断念した、または別の人物を提案したことがあるとの回答が9.1%であった。

首長と幹部職員との接触・連絡頻度については、副市長とは「ほぼ毎日」「週に2~3回位」が合わせて9割強と、密接な連絡を保っていることがわかる。また総務部長は9割弱、財政部長は約7割が週に2~3回以上首長と接触・連絡を行っている。

Q7. 首長が提案した特別職の人事について

議会の本会議で人事案に同意が得られなかったことがある	人事案の提出を断念した、または、別の人物を提案したことがある	上記のようなことはなかった	無回答	合計
70 (10.4)	61 (9.1)	553 (82.3)	3 (0.4)	672 (100)

Q8. 首長と幹部職員との接触・連絡頻度

	ほぼ毎日	週に2~3回位	週に1回位	月に1~2回位	半年に数回以下	欠員・空席	無回答	合計
(a) 副市町村長	528 (78.6)	83 (12.4)	16 (2.4)	6 (0.9)	0 (0)	30 (4.5)	9 (1.3)	672 (100)
(b) 総務部長	368 (54.8)	221 (32.9)	67 (10)	11 (1.6)	0 (0)	0 (0)	5 (0.7)	672 (100)
(c) 財政部長	250 (37.2)	218 (32.4)	121 (18)	36 (5.4)	2 (0.3)	21 (3.1)	24 (3.6)	672 (100)

教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容

C. 教育政策全般における影響力構造

次に教育政策に限定して尋ねた設問の結果を述べる。

まず、教育政策の形成・実施において影響力の大きいアクターについて尋ねたところ、最も多く1位に挙げられたのは教育長（53.6%）、次いで首長（20.2%）の順であった。両者の影響力が群を抜いて大きいことは前回調査の結果と同様であり、数値もそれほど大き

な違いはなかった。ただし、前回調査では県教委を1位に挙げた回答が3番目に多かった（6.5%）が、今回は県教委よりも一般市民（6.5%）、国（4.9%）を1位に挙げた回答も多く、若干の変化が観察できる。しかし、教育長、次いで首長の2人が自治体レベルの教育政策において大きな影響力を有していることは変わらない。

Q9. 教育政策の形成・実施において影響力の大きいもの

	首長	助役・ 収入役	教育長	教育委員長	その他の 教育委員	教委 事務局職員	首長部局の 職員
1位	136 (20.2)	0 (0)	360 (53.6)	18 (2.7)	0 (0)	6 (0.9)	1 (0.1)
2位	123 (18.3)	4 (0.6)	156 (23.2)	70 (10.4)	12 (1.8)	50 (7.4)	3 (0.4)
3位	83 (12.4)	7 (1)	42 (6.3)	37 (5.5)	33 (4.9)	64 (9.5)	5 (0.7)

	議会	一般市民	企業	校長会	教職員組合	PTA	都道府県庁
1位	10 (1.5)	44 (6.5)	1 (0.1)	0 (0)	0 (0)	6 (0.9)	0 (0)
2位	54 (8)	29 (4.3)	0 (0)	21 (3.1)	2 (0.3)	8 (1.2)	5 (0.7)
3位	129 (19.2)	40 (6)	0 (0)	43 (6.4)	4 (0.6)	25 (3.7)	5 (0.7)

	県教委 (教育事務所 を含む)	国	地元選出 県議会議員	地元選出 国会議員	その他	分からない	無回答	合計
1位	24 (3.6)	33 (4.9)	0 (0)	0 (0)	4 (0.6)	21 (3.1)	8 (1.2)	672 (100)
2位	84 (12.5)	14 (2.1)	0 (0)	0 (0)	1 (0.1)	25 (3.7)	11 (1.6)	672 (100)
3位	67 (10)	25 (3.7)	0 (0)	0 (0)	3 (0.4)	34 (5.1)	26 (3.9)	672 (100)

教育行政・政策における国や都道府県の影響力、あるいは首長自身の影響力を行政・政策全般と比べてどう評価するか、という質問も行った。

国・都道府県の影響力については、「行政・政策全般に比べて影響力が大きい」または「やや大きい」との回答が合わせて7割強を占めた。前回調査よりは7ポイントほど減少しているものの、依然として行政・政

策全般に比べて教育行政・政策では国や都道府県の影響力が大きいと考えているようである。

首長の影響力については、「行政・政策全般に比べて変わらない」との回答が39.0%であった。「行政・政策全般に比べて影響力が大きい」または「やや大きい」は15.0%、「行政・政策全般に比べて影響力が小さい」「やや小さい」は45.9%であった。前回調査に比べて

「小さい」「やや小さい」との回答が若干増えているが、全体としてそれほど大きな違いはない。

行政・政策全般に比べて教育行政・政策における自身の影響力を小さいと考える首長が半数近くであるが、一方で首長から一定独立した教育委員会制度が存在す

るにも関わらず、半数以上の首長が行政・政策全般に比べて自らの影響力が大きい、または変わらないと考えているとも解釈することも可能である。この結果をどのように評価するかは多様な見方がありうるだろう。

Q10. 教育行政や教育政策における国や都道府県の影響力

行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力は大きい	行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力はやや大きい	行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力は変わらない	行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力はやや小さい	行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力は小さい	無回答	合計
204 (30.4)	272 (40.5)	159 (23.7)	24 (3.6)	11 (1.6)	2 (0.3)	672 (100)

Q11. 教育行政や教育政策における首長の影響力

行政・政策全般に比べて首長の影響力は大きい	行政・政策全般に比べて首長の影響力はやや大きい	行政・政策全般に比べて首長の影響力は変わらない	行政・政策全般に比べて首長の影響力はやや小さい	行政・政策全般に比べて首長の影響力は小さい	無回答	合計
44 (6.5)	57 (8.5)	262 (39)	239 (35.6)	69 (10.3)	1 (0.1)	672 (100)

続いて、地方教育行政に対する首長の現状認識について尋ねた設問の結果を検討する。ここでは前回調査と同様に、教育委員会制度の弊害や短所として指摘される点に関して、実態としてそう感じているかどうかを問うた。また、一般論として市町村教育委員会制度は制度の趣旨に沿って機能しているか、首長自身の自治体に関しては機能しているかについても尋ねた。

結果はQ12の通りで、弊害や短所と指摘されている点、たとえば「教育委員会が首長部局から独立していることが首長にとって制約となっている」、「教育委員会が合議制であることが首長にとって制約となっている」、「教育委員の任命に議会を要することが首長にとって制約となっている」、「教育委員会が合議制であるため事務執行が遅滞しがちである」については、前回と同様、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」との回答が過半数を占めた。他方で、「教育委員

会が合議制であるため教育委員の責任が不明確」については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて34.4%、「どちらともいえない」が27.7%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて36.6%と、意見がほぼ三分されていた。

教育委員会制度が制度の趣旨に沿って機能しているかについては、49.1%の首長が肯定的な回答で、どちらともいえないが30.4%、否定的な回答は18.6%であった。首長自身の自治体の現状については、68.5%の首長が機能しているとの認識であり、どちらともいえないが22.9%、機能していないとの回答は7.4%であった。一般論として教育委員会制度が機能しているかは否定的な回答は少ないものの、どちらともいえないとの回答も一定数みられた。それに対して、自らの自治体教委については、よく機能しているとの回答が7割弱と多かった。

教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容

以上の点については、後ほど 2004 年調査との比較を通じて改めて検討する。

なお、市区町村立学校の教職員人事については市区町村が行うことが望ましいかについては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が 41.8%、「どちらと

もいえない」が 30.2%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が 26.2%と、首長によって意見が異なっていた。改めて検討を加える必要があるが、教職員の人事権については自治体規模によって見解が異なるものと考えられる。

Q12. 地方教育行政に関する首長の意見

	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらとも いえない	どちらか といえば そう 思わない	そう 思わない	わからない	無回答	合計
(a) 市区町村立学校の教職員人事は市区町村が行うことが望ましい	148 (22)	133 (19.8)	203 (30.2)	57 (8.5)	119 (17.7)	8 (1.2)	4 (0.6)	672 (100)
(b) 教育委員会が首長部局から独立していることが首長にとって制約	56 (8.3)	94 (14)	175 (26)	110 (16.4)	232 (34.5)	3 (0.4)	2 (0.3)	672 (100)
(c) 教育委員会が合議制であることが首長にとって制約となっている	17 (2.5)	47 (7)	184 (27.4)	124 (18.5)	286 (42.6)	4 (0.6)	10 (1.5)	672 (100)
(d) 教育委員の任命に議会の同意を要することが首長にとって制約	37 (5.5)	80 (11.9)	139 (20.7)	123 (18.3)	288 (42.9)	2 (0.3)	3 (0.4)	672 (100)
(e) 教育委員会が合議制であるため教育委員の責任が不明確	70 (10.4)	161 (24)	186 (27.7)	69 (10.3)	177 (26.3)	8 (1.2)	1 (0.1)	672 (100)
(f) 教育委員会が合議制であるため事務執行が遅滞しがちである	21 (3.1)	71 (10.6)	158 (23.5)	138 (20.5)	271 (40.3)	10 (1.5)	3 (0.4)	672 (100)
(g) 市町村教育委員会制度は制度の趣旨に沿ってよく機能している	85 (12.6)	245 (36.5)	204 (30.4)	85 (12.6)	40 (6)	12 (1.8)	1 (0.1)	672 (100)
(h) 貴自治体の教育委員会は制度の趣旨に沿ってよく機能している	137 (20.4)	323 (48.1)	154 (22.9)	29 (4.3)	21 (3.1)	6 (0.9)	2 (0.3)	672 (100)

前回調査と同様に、教育政策の諸課題に関して首長自身が関与すべきと考えるかどうかについての質問も行った。ただし本調査では前回調査と質問文を一部追加、変更している。Q13の表のうち首長自身が「関与すべき」と考える比率が高かったのは、学校統廃合（82.0%）、社会教育・生涯学習（73.2%）、学校でのいじめ問題への対応（55.5%）であった。逆に「関与すべきでない」と考える比率が高かったのは、教職員

組合との交渉（67.7%）、教科書の採択（55.1%）、県費負担教職員の異動（46.9%）であった。国旗・国歌に関する問題や、少人数教育の導入など学力問題への対応は回答が割れる傾向がみられた。

社会教育・生涯学習といじめ問題への対応以外は前回調査でもほぼ同内容の質問を行っているが、結果としては前回と今回でそれほど大きな変化はなかった。

Q13. 教育課題における首長の関与

	関与すべき	どちらとも いえない	関与すべきで ない	わからない	無回答	合計
(a) 教職員組合との交渉	25 (3.7)	152 (22.6)	455 (67.7)	33 (4.9)	7 (1)	672 (100)
(b) 学校統廃合	551 (82)	95 (14.1)	21 (3.1)	1 (0.1)	4 (0.6)	672 (100)
(c) 国旗・国歌に関する 問題	238 (35.4)	257 (38.2)	156 (23.2)	19 (2.8)	2 (0.3)	672 (100)
(d) 教科書の採択	69 (10.3)	217 (32.3)	370 (55.1)	13 (1.9)	3 (0.4)	672 (100)
(e) 学校での いじめ問題への対応	373 (55.5)	217 (32.3)	71 (10.6)	6 (0.9)	5 (0.7)	672 (100)
(f) 少人数教育の導入 など学力問題への対応	316 (47)	224 (33.3)	125 (18.6)	5 (0.7)	2 (0.3)	672 (100)
(g) 県費負担教職員の 異動	81 (12.1)	253 (37.6)	315 (46.9)	17 (2.5)	6 (0.9)	672 (100)
(h) 社会教育・生涯学習	492 (73.2)	140 (20.8)	36 (5.4)	2 (0.3)	2 (0.3)	672 (100)

教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容

D. 教育委員会制度の在り方について

今回の調査では、前回調査での設問に加えて、「教育委員会を諮問機関として、教育長を教育行政の責任者とする」との設問も加え、合計4つの質問について、5段階で首長の賛否を問うた。なお、本調査を実施した時期は、安倍政権が教育委員会制度の抜本的改革を行う見通しが強まっていたが、本格的な制度設計の議論についてはまだ行われていなかった。

まず、「現行の教育委員会制度を変更する必要はない」との回答は、「賛成」「どちらかといえば賛成」（以下、「賛成」と記す）が32.9%、「どちらともいえない」が34.4%、「反対」「どちらかと言えば反対」（以下、「反対」と記す）が29.8%と賛否が拮抗していた。

「合議制の執行機関としての教委制度を維持しつつ、制度的改善を図る」に対しては、「賛成」が54.9%、「どちらともいえない」が26.8%、「反対」が14.3%であった。

今回新しく加えた「教育委員会を諮問機関として、教育長を教育行政の責任者とする」については、「賛成」が55.5%、「どちらともいえない」が28.6%、「反対」が12.4%であった。この設問に関しては、前述の「合議制の執行機関としての教委制度を維持しつつ、制度

的改善を図る」と比べて、首長から教育行政が一定独立していることは共通しているが、教育委員会を諮問機関とする点で大きく異なっている。結果は、両設問とも過半数が賛成しており、多くの首長が両方に「賛成」と答えていることがうかがえる。

一方、「現行の教育委員会制度を廃止して、その事務を市町村長が行う」については、「賛成」が10.1%、「どちらともいえない」が29.8%、「反対」が56.1%と、反対する見解が過半数を上回った。首長への教育行政権限の一元化には反対する市区町村長が多いことが明らかとなった。

以上の結果からは、教育行政を首長から一定程度独立させておくことが望ましいと考える市区町村長が多いことがわかる。ただ、合議制執行機関としての教育委員会を維持するか、教育長を責任者として教育委員会を諮問機関とするかについては、両方賛成と答える首長を含めて様々な意見があると推測される。また、この時期は教育委員会制度見直しの可能性が非常に高まっていたにも関わらず、約3分の1の首長が現状を変更する必要がないと考えていたことも興味深い。

なお、前回調査との比較については後の節で改めて検討する。

Q14. 将来の市町村教育委員会制度に関する首長の考え

	賛成	どちらか といえば 賛成	どちらとも いえない	どちらか といえば 反対	反対	わからない	無回答	合計
(a)現行の教育委員会制度を変更する必要はない	77 (11.5)	144 (21.4)	231 (34.4)	133 (19.8)	67 (10)	8 (1.2)	12 (1.8)	672 (100)
(b)合議制の執行機関としての教委制度を維持しつつ制度的改善を図る	121 (18)	248 (36.9)	180 (26.8)	62 (9.2)	34 (5.1)	12 (1.8)	15 (2.2)	672 (100)
(c)教育委員会を諮問機関として、教育長を教育行政の責任者とする	143 (21.3)	230 (34.2)	192 (28.6)	51 (7.6)	32 (4.8)	10 (1.5)	14 (2.1)	672 (100)
(d)現行の教育委員会制度を廃止して、その事務を市町村長が行う	27 (4)	41 (6.1)	200 (29.8)	191 (28.4)	186 (27.7)	13 (1.9)	14 (2.1)	672 (100)

加えて前回調査と同様に、仮に教育委員会制度の設置が首長に委ねられた場合にどのような制度選択を行うかについて尋ねた。ただし今回の調査では、「教育委

員会を諮問機関として、教育長を教育行政の責任者とする」との選択肢を加えているため、前回調査との単純な比較は難しい。

結果はQ15の通りで、「現行の教育委員会制度を変更せず維持する」が38.8%、「合議制の執行機関としての教育委員会を維持し、制度的改善を図る」が15.6%、「教育委員会を諮問機関として、教育長を教育行政の責任者とする」が32.7%、「現行の教育委員会制度を廃止し、その事務を市町村長が行う」が5.5%であった。

全体としては、9割近い首長が教育行政を首長から一定程度独立させるとの回答であった。首長に教育行

政権限を一元化するとの回答は5%程度であり、前回調査の13.1%から約8ポイント減少している。

回答の過半数は、合議制執行機関としての教育委員会を維持すると答えていたが、他方で、3割を超える首長が教育長を責任者として教育委員会は諮問機関とするとの選択を行っており、教育長を独任制執行機関とするイメージの制度改革が一定支持されていることがうかがえる。

Q15. 教育委員会の設置が首長の選択に委ねられたと仮定した場合に現行の教育委員会制度をどうするか

現行の教育委員会制度を変更せず、そのまま維持する	合議制の執行機関としての教育委員会を維持し、制度的改善を図る	教育委員会を諮問機関として、教育長を教育行政の責任者とする	現行の教育委員会制度を廃止し、その事務を市町村長が行う	その他	無回答	合計
261 (38.8)	105 (15.6)	220 (32.7)	37 (5.5)	11 (1.6)	38 (5.7)	672 (100)

Q15SQ. 具体的な改善内容

記入あり	記入なし	該当者
85 (81)	20 (19)	105 (100)

E. 首長と教育委員・教育長との関係について

首長と教育委員・教育長との接触・意思疎通や選任の実態についても質問を行った。

首長と教育委員・教育長との接触・連絡頻度に関しては、教育長との接触は「ほぼ毎日」「週に2~3回位」が合わせて半数強に達しており、総務部長や財務部長より接触頻度は少ないものの、教育長は自治体の幹部

職員として首長と頻繁に接触・連絡を行っていることがデータからも確認できる。回答の傾向は前回調査とほとんど変わらない。

教育委員長、その他の教育委員に関しては、いずれも9割以上が「月に1~2回位」「半年に数回以下」のいずれかとなっており、首長との接触・連絡はそう多くない。こちらも前回調査とほぼ同様の傾向である。

Q16. 首長と教育委員・教育長との接触・連絡頻度

	ほぼ毎日	週に2~3回位	週に1回位	月に1~2回位	半年に数回以下	欠員・空席	無回答	合計
(a) 教育委員長	0 (0)	9 (1.3)	30 (4.5)	307 (45.7)	309 (46)	0 (0)	17 (2.5)	672 (100)
(b) その他の教育委員(教育長を除く、平均値で)	0 (0)	4 (0.6)	12 (1.8)	211 (31.4)	426 (63.4)	1 (0.1)	18 (2.7)	672 (100)
(c) 教育長	96 (14.3)	261 (38.8)	215 (32)	79 (11.8)	4 (0.6)	2 (0.3)	15 (2.2)	672 (100)

教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容

首長と教育委員・教育長との意思疎通については、教育長とは9割以上が良好な意思疎通を図れていると答えているが、教育委員長、その他の教育委員につい

ては「よくできている」「まあできている」との回答は半数から6割前後である。この設問についても前回調査からの変化はほとんどない。

Q17. 首長と教育委員・教育長との意思疎通の程度

	よく できている	まあ できている	どちらとも いえない	あまりできて いない	できて いない	欠員・ 空席	無回答	合計
(a) 教育委員長	94 (14)	332 (49.4)	128 (19)	86 (12.8)	20 (3)	0 (0)	12 (1.8)	672 (100)
(b) その他の教育委員(教 育長を除く, 平均値で)	60 (8.9)	274 (40.8)	178 (26.5)	123 (18.3)	24 (3.6)	1 (0.1)	12 (1.8)	672 (100)
(c) 教育長	430 (64)	205 (30.5)	21 (3.1)	1 (0.1)	2 (0.3)	2 (0.3)	11 (1.6)	672 (100)

教育委員(教育長候補者を含む)の任命は教育行政に関する首長の重要な権限であるが、任命に際しては議会の同意が必要であり、法制度上は必ずしも首長の思った通りの人物が任命できるとは限らない。

教育委員に関しては8割近く、教育長候補者に関しては9割近くの首長が思った通りに選任できていると答えているが、自分の思った通りに選任できていない場合も少数ながら見受けられる。その理由については、教育委員については、「地域ごとのバランスに配慮する必要があるため」「年齢や性別のバランスに配慮する必要があるため」といった回答が比較的多く、教育長候補者に関しては、「議会で同意が得られなかったため」

「適任者が見つからなかったため」といった理由が挙げられていた。

2004年調査と比べて結果にそう大きな違いはないが、首長の思った通りに教育委員を選任できない理由として、地域ごとのバランスへの配慮がやや減少し、職業や各種団体ごとのバランス、年齢や性別のバランスへの配慮が必要との回答がやや増加していた。また、思った通りに教育長候補者を選任できない理由として、議会で同意が得られなかったとの理由を挙げた首長が53.5%(前回は25.0%)と大幅に増えていることが目立っている。

Q18. 首長の思った通りに教育委員を選任できているか

自分の 思った通りに 選任できている	たまに自分の 思った通りに 選任できないこと がある	しばしば自分の 思った通りに 選任できないこと がある	全く自分の 思った通りに 選任できていない	首長に就任して から教育委員を 任命したことがない	その他	無回答	合計
511 (76)	101 (15)	18 (2.7)	3 (0.4)	13 (1.9)	11 (1.6)	15 (2.2)	672 (100)

Q18SQ. 首長の思った通りに教育委員を選任できない理由

地域ごとのバランスに 配慮する必要があるため	職業や各種団体ごと のバランスに配慮 する必要があるため	年齢や性別の バランスに配慮する 必要があるため	議会の会派ごとの バランスに配慮する 必要があるため	都道府県や国から派 遣される人材に配慮 する必要があるため	適任者が 見つからなかった ため
68 (55.7)	34 (27.9)	59 (48.4)	10 (8.2)	0 (0)	30 (24.6)
議会で同意が 得られなかったため	その他	無回答	該当者		
23 (18.9)	6 (4.9)	2 (1.6)	122 (100)		

Q19. 首長の思った通りに教育長候補者を選任できているか

自分の思った通り に選任できている	自分の思った通り に選任できない ことがある	全く自分の 思った通りに 選任できていない	首長に就任して から教育長候補者を 教育委員として任命 したことがない	その他	無回答	合計
581 (86.5)	37 (5.5)	6 (0.9)	30 (4.5)	7 (1)	11 (1.6)	672 (100)

Q19SQ. 首長の思った通りに教育長候補者を選任できない理由

行政職出身者か 教育職出身者かが あらかじめ 決まっているため	都道府県や国から 派遣される人材に 配慮する必要があるため	適任者が 見つからなかった ため	議会で同意が 得られなかったため	その他	無回答	該当者
5 (11.6)	1 (2.3)	14 (32.6)	23 (53.5)	4 (9.3)	0 (0)	43 (100)

(自由記述について)

〔地方教育行政や教育委員会制度についての意見〕

記入あり	記入なし	合計
163 (24.3)	509 (75.7)	672 (100)

教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容

IV. 教育長調査結果の概要

次に、市区町村長の教育長を対象とした調査結果を報告する。教育長に関しては前回調査では対象としていなかったため、先行研究との比較をふまえつつ、今回の調査結果の概要を中心に述べる。

A. フェイスシート

回答した自治体と教育長の属性は次の通りである。行政区分・人口規模は首長調査での分布とそれほど変わりはない。

〔行政区分〕

政令市	中核市	その他の市	東京23区	町	村	合計
11	32	436	17	178	28	702
(1.6)	(4.6)	(62.1)	(2.4)	(25.4)	(4)	(100)

〔人口規模〕

5000人未満	5000～1万人未満	1～3万人未満	3～5万人未満	5～10万人未満	10～30万人未満	30万人以上	合計
58	50	120	132	161	125	56	702
(8.3)	(7.1)	(17.1)	(18.8)	(22.9)	(17.8)	(8)	(100)

教育長の年齢は60～69歳が75.6%、50～59歳が15.5%、70歳以上は8%などとなっている。在職期間は4年（1期）未満が約65%、4～8年（2期）が約27%である。在職4年未満の教育長が多いことから、現在の首長により任命された教育長が8割を超えている。

経歴については、教諭経験がある教育長が71.4%、

市町村または都道府県の首長部局職員の経験がある教育長が合わせて27.1%となっている。また最も経験年数の長い経歴は教諭が60.0%、市町村の首長部局の職員が19.8%となっている。

いずれの設問でも、回答している自治体の属性と自治体全体の傾向との間に違いはみられなかった。

Q2. 教育長の年齢

40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	無回答	合計
0	2	109	531	56	4	702
(0)	(0.3)	(15.5)	(75.6)	(8)	(0.6)	(100)

Q2. 教育長の在職期間

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上
157	106	93	103	71	45	32	44	48
(22.4)	(15.1)	(13.2)	(14.7)	(10.1)	(6.4)	(4.6)	(6.3)	(6.8)
無回答		合計						
3		702						
(0.4)		(100)						

Q3. 教育長の経歴

小・中・高の 教諭 (国公立・ 私立問わず)	小・中・高の 学校管理職 (国公立・ 私立問わず)	市町村 教育委員会 事務局 職員	市町村の 首長部局の 職員	都道府県 教育委員会 事務局 職員	都道府県の 首長部局の 職員	中央省庁 職員
501 (71.4)	474 (67.5)	348 (49.6)	162 (23.1)	341 (48.6)	28 (4)	6 (0.9)

上記以外 の職	無回答	合計
61 (8.7)	3 (0.4)	702 (100)

Q3. 教育長の経歴で最も経験年数の長いもの

小・中・高の 教諭 (国公立・ 私立問わず)	小・中・高の 学校管理職 (国公立・ 私立問わず)	市町村 教育委員会 事務局 職員	市町村の 首長部局の 職員	都道府県 教育委員会 事務局 職員	都道府県の 首長部局の 職員	中央省庁 職員
421 (60)	25 (3.6)	25 (3.6)	139 (19.8)	38 (5.4)	4 (0.6)	1 (0.1)

上記以外 の職	無回答	合計
13 (1.9)	36 (5.1)	702 (100)

Q4. 教育長就任時の首長

現在の首長	前任の首長	それ以前の 首長	わからない	無回答	合計
580 (82.6)	114 (16.2)	8 (1.1)	0 (0)	0 (0)	702 (100)

教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容

B. 教育委員会事務局および教育委員会会議の状況

調査では教育委員会事務局と会議の現状についてもデータを収集した⁶⁾。事務局の本務職員数は、20人未満が28.9%、20～29名が12.4%と比較的小規模な事務局体制が多い一方で、100名を超える自治体も17.6%あった。

指導主事の人数は、1名が16.2%、2名が12.7%とごく少数の自治体が多く、配置されていない自治体も12.5%と少なくない。教科ごとの指導主事配置を考えるとであれば10人程度以上の指導主事が必要であると思われるが、10人以上配置しているとの回答は

14.2%であった。

社会教育主事については、近年減少傾向が著しいが、配置していない自治体が31.9%を占めており、1名(33.6%)、2名(13.0%)との回答がそれに次いで多かった。10名以上の社会教育主事を配置している自治体は1.3%に過ぎない。

教育委員会会議(臨時会含む)の開催回数は10～14回が54.6%、15～19回が34.2%を占めており、正式の会議については月1～2回程度が平均的な頻度となっている。

Q5. 教育委員会事務局の本務職員数

20人未満	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～69人
203	87	83	60	43	27
(28.9)	(12.4)	(11.8)	(8.5)	(6.1)	(3.8)

70～79人	80～89人	90～99人	100～199人	200～299人	300人以上
27	18	12	84	21	18
(3.8)	(2.6)	(1.7)	(12)	(3)	(2.6)

無回答	合計
19	702
(2.7)	(100)

Q5. 教育委員会事務局の指導主事人数

0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
88	114	89	69	61	47	32	31
(12.5)	(16.2)	(12.7)	(9.8)	(8.7)	(6.7)	(4.6)	(4.4)

8人	9人	10人以上	無回答	合計
16	17	100	38	702
(2.3)	(2.4)	(14.2)	(5.4)	(100)

Q5. 教育委員会事務局の社会教育主事人数

0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
224	236	91	36	19	7	8	3
(31.9)	(33.6)	(13)	(5.1)	(2.7)	(1)	(1.1)	(0.4)

8人	9人	10人以上	無回答	合計
1	2	9	66	702
(0.1)	(0.3)	(1.3)	(9.4)	(100)

Q6. 教育委員会会議(臨時会含む)の開催回数

10回未満	10～14回	15～19回	20～24回	25～29回	30回以上	無回答	合計
17	383	240	33	8	7	14	702
(2.4)	(54.6)	(34.2)	(4.7)	(1.1)	(1)	(2)	(100)

C. 教育長と首長・教育委員との関係

今回の調査では、教育長に対して、首長の教育政策に対するスタンスや教育委員についての印象、接触・連絡頻度、意思疎通の程度などについて質問を行った。一部の設問については、堀和郎氏らが2004年に実施した調査とほぼ同内容の質問を行っている⁷⁾ので、約10年間での首長・教育委員の変化について、仮説的な考察も合わせて行ってみたい。

首長の教育政策に対するスタンスについては、「よくあてはまる」と「あてはまる」の合計について、堀氏らの2004年調査との数値を比較してみたい。以下の括弧内の数値は2004年調査での結果である。

まず、首長が「教育長に教育政策を全面的に委任している」との質問に対して、「あてはまる」（「よくあてはまる」を含む。以下同様）と回答した教育長は84.5%（2004年調査（以下同様）：79.7%）であった。

以下、「教育長のアイデアを尊重している」91.3%（86.8%）、「教育長の政策提言を支援している」89.6%（79.0%）、「政策について首長がアイデアを積極的に出している」46.9%（45.6%）、「首長は政策を発案するが教育長との事前協議をする」63.8%（55.1%）、「政策は首長部局との事前協議が必須である」65.8%（64.0%）、「首長は頻繁に政策の説明を求め、変更もする」11.8%（15.4%）、「首長自身の発案を教委を通じて実現する」45.6%（35.1%）、「首長自身が具体的な指示をする」20.8%（28.5%）となっている。

全体としては、2004年調査も今回の調査でも、教育長に教育政策を委任している首長が比較的多く、教育長自身のアイデアを首長が尊重し、教育長の政策提言を首長が支援している、と感じている割合が高かった。他方で、首長がアイデアを積極的に出すとの自治体が半分近くあり、首長部局との事前協議は必須であることも多い。ただ、首長自身が具体的な指示をしたり、頻繁に政策の説明を求めて変更したりすることは比較的少ない、という傾向がみられた。

2004年調査と比較した際の今回の特徴は、「教育長のアイデアを尊重している」「教育長の政策提言を支援している」の割合が上昇していることと、「首長は頻繁に政策の説明を求め、変更もする」「首長自身が具体的な指示をする」の割合が減少していることである。ただし同時に「首長は政策を発案するが教育長との事前協議をする」「首長自身の発案を教委を通じて実現する」に該当するとの回答は増加している。

2004年調査は約1300自治体から回答を得ており、今回の調査（回答数約700）とは回答数が大きく異なっていること、また2004年調査は町村を多く含んでいることから、今回の分析だけで確たる結論を出すことはできないが、集計データからは、首長は教育政策の発案は積極的に行い実現しようとするようになっていくが、それは具体的な指示を行う、あるいは教育長に頻繁な説明を求めるといっても、教育長と協議しながら、教育委員会を通じて首長自身の発案を実現し

教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容

ようとする傾向が強まっていることが指摘できる。同時に、首長が発案した教育政策以外では、教育長に政策の形成・実施を委任するとともに、教育長のアイデアや政策提言を尊重し支援する傾向が強い。

筆者が知る限り、近年の教育政策は首長の発案やイニシアティブによる教育政策の立案・実施が増加する一方で、首長と教育長との連携・協力は従来通り良好

かつ円滑であるように思われる。首長は日常の教育政策の立案・執行は教育長に委ねているが、自らも政策を積極的に発案している。しかしそうした場合でも自ら具体的な指示を出すというよりは、教育長と事前に協議しながら、教育委員会を通じて自らの発案を実現しようとする姿が浮かび上がる。本調査でもそうした傾向がデータとして現れているという印象を受ける。

Q7. 首長の教育政策に対するスタンスについて

	よく あてはまる	あてはまる	どちらでも ない	あてはま らない	全く あてはま らない	わからない	無回答	合計
(a) 教育長に教育政策を全面的に委任している	225 (32.1)	368 (52.4)	73 (10.4)	24 (3.4)	4 (0.6)	3 (0.4)	5 (0.7)	702 (100)
(b) 教育長のアイデアを尊重している	224 (31.9)	417 (59.4)	48 (6.8)	3 (0.4)	1 (0.1)	5 (0.7)	4 (0.6)	702 (100)
(c) 教育長の政策提言を支援している	226 (32.2)	403 (57.4)	54 (7.7)	4 (0.6)	1 (0.1)	5 (0.7)	9 (1.3)	702 (100)
(d) 政策について首長がアイデアを積極的に出している	56 (8)	273 (38.9)	257 (36.6)	91 (13)	13 (1.9)	6 (0.9)	6 (0.9)	702 (100)
(e) 首長は政策を発案するが教育長との事前協議をする	101 (14.4)	347 (49.4)	142 (20.2)	87 (12.4)	16 (2.3)	4 (0.6)	5 (0.7)	702 (100)
(f) 政策は首長部局との事前協議が必須である	126 (17.9)	336 (47.9)	163 (23.2)	60 (8.5)	8 (1.1)	3 (0.4)	6 (0.9)	702 (100)
(g) 首長は頻繁に政策の説明を求め、変更もする	12 (1.7)	71 (10.1)	235 (33.5)	300 (42.7)	73 (10.4)	5 (0.7)	6 (0.9)	702 (100)
(h) 首長自身の発案を教委を通じて実現する	31 (4.4)	289 (41.2)	221 (31.5)	125 (17.8)	24 (3.4)	7 (1)	5 (0.7)	702 (100)
(i) 首長自身が具体的な指示をする	12 (1.7)	134 (19.1)	258 (36.8)	219 (31.2)	66 (9.4)	8 (1.1)	5 (0.7)	702 (100)

教育委員の果たしている役割についても、堀氏らの研究⁸⁾とほぼ同様の質問を行った。さきほどと同様に、「よくあてはまる」と「あてはまる」の合計について、2004年調査との数値を比較してみたい（括弧内は2004年調査での結果）。

まず、「政策提案が多い」については、本調査では25.0%の教育長が「よくあてはまる」または「あてはまる」と答えていた（2004年調査は42.8%）。

以下、「政策のアイデアをもらえることが多い」は50.4%（44.6%）、「地域住民のニーズをもらえることが多い」65.7%（70.2%）、「首長の連絡調整を担っている」11.4%（21.8%）、「地域団体との調整を担っ

ている」24.3%（29.4%）となっていた。

二つの調査とも、教育委員から政策のアイデアや地域住民のニーズについて提案や情報を得ていると答えている教育長が多いことは共通していた。一方で、政策提案や、首長との連絡調整については、本調査では2004年調査に比べて「よくあてはまる」「あてはまる」との回答が大幅に減少していた。これは、2004年調査の対象は比較的小規模な自治体が多かったことが影響している可能性や、2004年に保護者の選任が義務づけられ、保護者である教育委員が増加したことの影響もあるかもしれない。この点については現時点ではいくつかの要因がありうることを指摘するにとどめておく。

Q8. 教育委員について

	よくあてはまる	あてはまる	どちらでもない	あてはまらない	全くあてはまらない	わからない	無回答	合計
(a) 政策提案が多い	8 (1.1)	168 (23.9)	398 (56.7)	112 (16)	8 (1.1)	3 (0.4)	5 (0.7)	702 (100)
(b) 政策のアイデアをもらえることが多い	19 (2.7)	335 (47.7)	269 (38.3)	64 (9.1)	6 (0.9)	4 (0.6)	5 (0.7)	702 (100)
(c) 地域住民のニーズをもらえることが多い	32 (4.6)	429 (61.1)	200 (28.5)	30 (4.3)	3 (0.4)	3 (0.4)	5 (0.7)	702 (100)
(d) 首長との連絡調整を担っている	9 (1.3)	71 (10.1)	286 (40.7)	269 (38.3)	59 (8.4)	3 (0.4)	5 (0.7)	702 (100)
(e) 地域団体との調整を担っている	6 (0.9)	164 (23.4)	320 (45.6)	169 (24.1)	35 (5)	3 (0.4)	5 (0.7)	702 (100)

次に教育長と他の教育委員との接触・連絡頻度についてデータを確認する。教育長との接触・連絡は教育委員長とその他の教育委員ではやや異なるようである。教育委員長は、月に1~2回位が62.3%と最も多いものの、週に1回位との回答も28.1%となっており、教育長によっては教育委員長との接触・連絡を比較的密に行っている場合もある。一方で、その他の教育委員については、月に1~2回位が82.9%、半年に数回以下が6.8%と少ない。接触・連絡の方向はいずれも教

育長から行っているという回答が過半数である。

2015年より施行される新地教行法では教育委員長の役割は現在の教育長に一元化されるが、教育長によっては教育委員長と密接な連携を行っている場合もあるように思われる。新制度で教育委員長という存在がなくなることの影響がどのように現れるかは今後の検討課題である。

首長との接触・連絡については、週に2~3回以上が38.2%、週に1回位が39.5%と、合わせて8割近く

教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容

の教育長が週1回以上首長との接触・連絡を行っている。教育長から接触・連絡をはかることが多いとの回答が36.2%を占める一方で、首長からの接触・連絡も

同程度にあるとの回答が54.1%となっており、教育委員とは異なる傾向になっている。

Q9. 教育長と他の教育委員や首長との接触・連絡頻度

	ほぼ毎日	週に2～3回位	週に1回位	月に1～2回位	半年に数回以下	欠員・空席	無回答	合計
(a) 教育委員長	1 (0.1)	32 (4.6)	197 (28.1)	437 (62.3)	31 (4.4)	1 (0.1)	3 (0.4)	702 (100)
(b) その他の教育委員	0 (0)	5 (0.7)	63 (9)	582 (82.9)	48 (6.8)	1 (0.1)	3 (0.4)	702 (100)
(c) 首長	57 (8.1)	211 (30.1)	277 (39.5)	108 (15.4)	44 (6.3)	2 (0.3)	3 (0.4)	702 (100)

Q10. 接触・連絡の契機

	こちらからが多い	同じくらい	相手からが多い	欠員・空席	無回答	合計
(a) 教育委員長	416 (59.3)	266 (37.9)	15 (2.1)	1 (0.1)	4 (0.6)	702 (100)
(b) その他の教育委員	478 (68.1)	197 (28.1)	21 (3)	1 (0.1)	5 (0.7)	702 (100)
(c) 首長	254 (36.2)	380 (54.1)	60 (8.5)	2 (0.3)	6 (0.9)	702 (100)

Q11. 教育長と他の教育委員や首長との意思疎通の程度

	よくできている	まあできている	どちらともいえない	あまりできていない	できていない	欠員・空席	無回答	合計
(a) 教育委員長	348 (49.6)	317 (45.2)	27 (3.8)	7 (1)	1 (0.1)	0 (0)	2 (0.3)	702 (100)
(b) その他の教育委員	229 (32.6)	406 (57.8)	51 (7.3)	13 (1.9)	1 (0.1)	0 (0)	2 (0.3)	702 (100)
(c) 首長	366 (52.1)	287 (40.9)	34 (4.8)	11 (1.6)	2 (0.3)	0 (0)	2 (0.3)	702 (100)

D. 文化、スポーツ、社会教育、就学前教育・保育の事務執行について

本調査では、首長部局に移管、または補助執行等を行うことがある文化、スポーツや社会教育、幼稚園と、逆に教育委員会が補助執行等を行うことがある保育所について、事務執行の状況と移管・補助執行等による変化を尋ねた。また首長と教育委員会との意見交換の有無と頻度も設問に加えた。いずれも今後の分析に資するデータとして必要なため調査を行ったが、一部の設問については、文部科学省が行っている「教育委員会の現状に関する調査」でも同様の悉皆調査が行われ

ており、集計データに関してはそちらがより網羅的である。以下では本調査での結果を報告する。

文化に関する事務は、76.8%の市区町村では全て教育委員会が所管しているが、15.7%の市区町村は全部または一部を首長部局に移管している。移管時期は、文化・スポーツの首長部局への移管が可能になった平成19年度以前が34.5%、平成20年度が23.6%となっている。平成19年度以前との回答は、同年の地教行法改正と同時に移管したと考えられるが、あるいは法改正以前に既に実質的な移管を行っていたことを意味して回答している可能性もある。

Q12. 文化に関する事務の移管状況

全部または一部を 首長部局に移管している	全て教育委員会が 所管している	わからない	無回答	合計
110 (15.7)	539 (76.8)	9 (1.3)	44 (6.3)	702 (100)

Q12-1. 文化に関する事務の移管時期

19年度 以前	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	無回答	該当者
38 (34.5)	26 (23.6)	4 (3.6)	12 (10.9)	12 (10.9)	8 (7.3)	7 (6.4)	3 (2.7)	110 (100)

文化に関する事務を首長部局に移管したことによる変化については、「あまり変化がなかった」が53.6%と、過半数の自治体の変化を感じていなかった。ただ

し、「大きな変化があった」「変化があった」も合わせて38.2%となっており、自治体によっては首長部局移管による変化があったと答えている。

Q12SQ1. 文化に関する事務を移管したことによる施策の変化

大きな変化が あった	変化があった	あまり変化は なかった	まったく変化はな かった	無回答	該当者
10 (9.1)	32 (29.1)	59 (53.6)	1 (0.9)	8 (7.3)	110 (100)

教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容

スポーツに関する事務は、75.4%が全て教育委員会所管であるが、14.2%が全部または一部を首長部局に移管している。移管の時期は文化と同様に、約半数が平成20年度以前となっている。

Q13. スポーツに関する事務の移管状況

全部または一部を首長部局 に移管している	全て教育委員会が 所管している	わからない	無回答	合計
100	529	6	67	702
(14.2)	(75.4)	(0.9)	(9.5)	(100)

Q13-1. スポーツに関する事務の移管時期

19年度 以前	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	無回答	該当者
22	26	6	12	16	8	10	0	100
(22)	(26)	(6)	(12)	(16)	(8)	(10)	(0)	(100)

スポーツに関する事務を移管したことによる施策の変化は、「あまり変化がなかった」が43.0%、「大きな変化があった」「変化があった」が合わせて47.0%と、

自治体によって認識が分かっていた。文化と比べると、スポーツに関する事務では首長部局移管による変化を感じる割合がやや高かった。

Q13SQ1. スポーツに関する事務を移管したことによる施策の変化

大きな変化があっ た	変化があった	あまり変化は なかった	まったく変化はな かった	無回答	該当者
7	40	43	4	6	100
(7)	(40)	(43)	(4)	(6)	(100)

Q13SQ2. スポーツに関する事務を移管したことによる具体的な変化

記入あり	記入なし	該当者
47	0	47
(100)	(0)	(100)

文化、スポーツに加えて、社会教育、幼稚園、保育所に関して事務委任・補助執行の有無について質問を行った結果がQ14の表である。いずれの施策も補助執行・事務委任を行っていない割合が7~8割となつて

いるが、2割程度の自治体では事務委任・補助執行のいずれかまたは両方を行っている。保育所に関しては教育委員会への事務委任・補助執行を行っている割合が15%程度であった。

Q14. 事務委任・補助執行を行っている事務

	事務委任有	補助執行有	いずれもなし	無回答	合計
(a) 社会教育	62 (8.8)	87 (12.4)	549 (78.2)	19 (2.7)	702 (100)
(b) 文化	75 (10.7)	62 (8.8)	555 (79.1)	22 (3.1)	702 (100)
(c) スポーツ	80 (11.4)	56 (8)	555 (79.1)	23 (3.3)	702 (100)
(d) 幼稚園	63 (9)	80 (11.4)	513 (73.1)	55 (7.8)	702 (100)
(e) 保育所	63 (9)	42 (6)	576 (82.1)	31 (4.4)	702 (100)

事務委任・補助執行による施策の変化は、保育所を除き、「あまり変化がなかった」「まったく変化がなかった」が合わせて6割前後となっており、変化を感じているとの回答は2~3割にとどまった。例外は保育

所で、「大きな変化があった」が21.1%、「変化があった」が33.7%と、合わせて6割近い自治体が教育委員会への事務委任・補助執行による変化が生じると答えている。

Q14SQ1. 事務委任・補助執行による施策の変化

	大きな変化があった	変化があった	あまり変化はなかった	まったく変化はなかった	わからない	無回答	該当者
(a) 社会教育	6 (4.5)	26 (19.4)	73 (54.5)	14 (10.4)	9 (6.7)	6 (4.5)	134 (100)
(b) 文化	7 (5.6)	26 (20.8)	67 (53.6)	9 (7.2)	10 (8)	6 (4.8)	125 (100)
(c) スポーツ	5 (4)	31 (25)	61 (49.2)	11 (8.9)	8 (6.5)	8 (6.5)	124 (100)
(d) 幼稚園	11 (8.2)	32 (23.9)	67 (50)	13 (9.7)	6 (4.5)	5 (3.7)	134 (100)
(e) 保育所	20 (21.1)	32 (33.7)	30 (31.6)	7 (7.4)	6 (6.3)	0 (0)	95 (100)

Q14SQ2. 事務委任・補助執行したことによる具体的な変化

記入あり	記入なし	該当者
108 (92.3)	9 (7.7)	117 (100)

教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容

教育委員会と首長との意見交換会の開催回数については、本調査に回答した自治体については、0回が37.3%、1回が27.8%、2回が16.5%との結果であった。2015年度からは総合教育会議が設置され、教育委

員会と首長との協議・調整の機会が制度化されるが、これによって教育委員会と首長との関係がどのように変化するのかは今後注視する必要がある。

Q15. 教育委員会と首長との意見交換会の開催回数(平成24年度)

0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回
262 (37.3)	195 (27.8)	116 (16.5)	35 (5)	12 (1.7)	11 (1.6)	7 (1)	2 (0.3)	2 (0.3)
9回	10回以上	無回答	合計					
0 (0)	36 (5.1)	24 (3.4)	702 (100)					

E. 地方教育行政と教育委員会制度に対する教育長の認識

以下では首長調査とはほぼ同様の設問に関して教育長への質問を行った結果を検討する。

まず、教育行政や教育政策における国や都道府県の影響力が行政・政策全般に比べてどうか、との質問に

ついては、教育長の73.4%は「国・都道府県の影響力は大きい」または「やや大きい」と答えていた。首長もほぼ同様の結果であり、首長・教育長とも、教育行政・政策では国や都道府県の影響力は行政・政策全般に比べて大きいと感じているようである。

Q16. 教育行政や教育政策における国や都道府県の影響力

行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力は大きい	行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力はやや大きい	行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力は変わらない	行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力はやや小さい	行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力は小さい	無回答	合計
251 (35.8)	264 (37.6)	147 (20.9)	33 (4.7)	2 (0.3)	5 (0.7)	702 (100)

次に、教育行政・教育政策における首長の影響力が行政・政策全般に比べてどうかを尋ねた。教育長の34.2%は「変わらない」、45.9%が「やや小さい」「小さい」、19.2%が「大きい」「やや大きい」であった。

首長とそう大きな違いはないが、首長の影響力を「大きい」「やや大きい」とみる回答が教育長ではやや多かった。

Q17. 教育行政や教育政策における首長の影響力

行政・政策全般に比べて首長の影響力は大きい	行政・政策全般に比べて首長の影響力はやや大きい	行政・政策全般に比べて首長の影響力は変わらない	行政・政策全般に比べて首長の影響力はやや小さい	行政・政策全般に比べて首長の影響力は小さい	無回答	合計
36 (5.1)	99 (14.1)	240 (34.2)	231 (32.9)	91 (13)	5 (0.7)	702 (100)

教育委員会制度や地方教育行政に関する教育長の認識についても、首長調査と同じ設問を用いた。一般的な傾向は首長と大きな違いはなく、教育委員会制度の弊害や短所と指摘される点については、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」との回答が過半数を占めた。また、首長に比べて「そう思う」「どちらかといえばそう思う」との回答はより少ない傾向がみられた。

ただし、「教育委員会が合議制であるため教育委員の責任が不明確である」との質問に関しては、首長は意見が分かれている一方で、教育長は「そう思わない」

「どちらかといえばそう思わない」が合わせて52.9%と半数を超えており、教育長の多くが教育委員の責任の不明確さという批判に対しては懐疑的である。

教育委員会制度が機能しているかどうかとの設問に対しては、教育長の回答も首長のそれと同様、肯定的な回答が多く、さらにその割合が首長より高かった。

教育委員会制度が制度の趣旨に沿って機能しているかについては、65.3%の教育長が肯定的（首長は49.1%）、自らの自治体教委については、80.3%の教育長が機能しているとの回答であった（首長は68.5%）。

Q18. 地方教育行政に関する教育長の意見

	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらとも いえない	どちらか といえば そう思わない	そう 思わない	わからない	無回答	合計
(a) 市区町村立学校の教職員人事は市区町が行うことが望ましい	115 (16.4)	131 (18.7)	185 (26.4)	89 (12.7)	175 (24.9)	0 (0)	7 (1)	702 (100)
(b) 教育委員会が首長部局から独立していることが首長にとって制約	23 (3.3)	97 (13.8)	162 (23.1)	133 (18.9)	275 (39.2)	8 (1.1)	4 (0.6)	702 (100)
(c) 教育委員会が合議制であることが首長にとって制約となっている	14 (2)	53 (7.5)	168 (23.9)	131 (18.7)	321 (45.7)	11 (1.6)	4 (0.6)	702 (100)
(d) 教育委員の任命に議会の同意を要することが首長にとって制約	18 (2.6)	80 (11.4)	170 (24.2)	134 (19.1)	284 (40.5)	11 (1.6)	5 (0.7)	702 (100)
(e) 教育委員会が合議制であるため教育委員の責任が不明確	30 (4.3)	109 (15.5)	185 (26.4)	134 (19.1)	237 (33.8)	3 (0.4)	4 (0.6)	702 (100)
(f) 教育委員会が合議制であるため事務執行が遅滞しがちである	8 (1.1)	43 (6.1)	119 (17)	143 (20.4)	382 (54.4)	2 (0.3)	5 (0.7)	702 (100)
(g) 市町村教育委員会制度は制度の趣旨に沿ってよく機能している	101 (14.4)	357 (50.9)	176 (25.1)	37 (5.3)	19 (2.7)	7 (1)	5 (0.7)	702 (100)
(h) 貴自治体の教育委員会は制度の趣旨に沿ってよく機能している	166 (23.6)	398 (56.7)	101 (14.4)	19 (2.7)	10 (1.4)	3 (0.4)	5 (0.7)	702 (100)

教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容

教育委員会制度改革の方向性に関しては、「合議制の執行機関としての教委制度を維持しつつ制度的な改善を図る」が最も賛成（「どちらかといえば賛成」を含む、以下同様）の割合が 66.5%と最も高く、「教育委員会を諮問機関として、教育長を教育行政の責任者とする」は 49.0%、「現行の教育委員会制度を変更する必要はない」は 46.5%の教育長が賛成であった。「現行の教育委員会制度を廃止して、その事務を市町村長が行う」に賛成と答えたのは 2.1%であった。

教育長も首長と同様に、教育行政は首長から独立す

べきとの見解が多かった点は共通しているが、首長調査では教育長を責任者として教育委員会を諮問機関とすべきとの回答が過半数であったのに対し、教育長調査では賛成の割合が半数をわずかであるが割っていた。他方で、現行制度を変更する必要はない、合議制の教育委員会を執行機関として維持しつつ制度的改善を図る、との設問に対しては首長に比べて賛成の割合が高く、教育長は首長に比べて教育委員会を執行機関として維持すべき、との意見が多いことがわかった。

Q19. 将来の教育委員会制度に関する教育長の考え

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらともいえない	どちらかといえば反対	反対	わからない	無回答	合計
(a)現行の教育委員会制度を変更する必要はない	122 (17.4)	204 (29.1)	215 (30.6)	123 (17.5)	26 (3.7)	1 (0.1)	11 (1.6)	702 (100)
(b)合議制の執行機関としての教委制度を維持しつつ制度的改善を図る	116 (16.5)	351 (50)	159 (22.6)	45 (6.4)	22 (3.1)	1 (0.1)	8 (1.1)	702 (100)
(c)教育委員会を諮問機関として、教育長を教育行政の責任者とする	120 (17.1)	224 (31.9)	227 (32.3)	79 (11.3)	37 (5.3)	5 (0.7)	10 (1.4)	702 (100)
(d)現行の教育委員会制度を廃止して、その事務を市町村長が行う	3 (0.4)	12 (1.7)	90 (12.8)	203 (28.9)	379 (54)	4 (0.6)	11 (1.6)	702 (100)

Q20. 教育委員会制度に関して具体的に変えるべき(あるいは変えるべきでない)点

記入あり	記入なし	合計
329 (46.9)	373 (53.1)	702 (100)

〔地方教育行政や教育委員会制度についての意見〕

記入あり	記入なし	合計
157 (22.4)	545 (77.6)	702 (100)

V. 2004年首長調査との比較

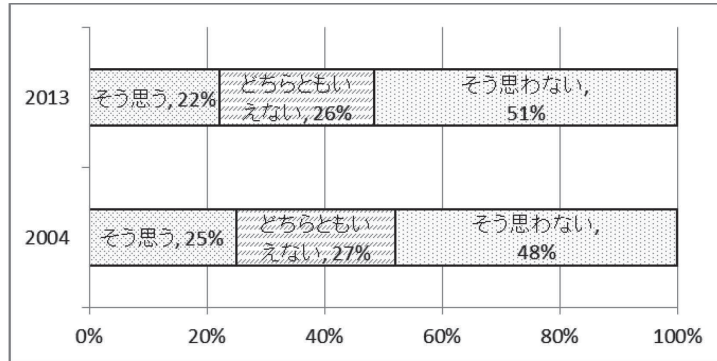
ここまでは今回の調査結果を中心に報告を行った。本論文では最後に、今次の改革で焦点となった教育委員会制度の現状認識や改革の方向性について、首長の評価や意見が前回調査からの10年間でどのように変化してきたのかを考察する。

結論からいえば、教育委員会制度の弊害や短所については前回・今回とも否定的な見解が多く、一部の設問を除いて数値もそう変化はなかった。一方で、教育委員会制度が機能しているかどうかについては、首長の回答をみる限りこの10年間で若干改善されている

との結果であった。また、制度改革に対する見解については、いずれの制度改革の選択肢も賛成する割合が減少しており、改革の必要性を感じつつも具体的な改革の在り方については首長の間でも多様な意見があることが推測された。

まず、教育委員会制度の弊害として指摘されている諸点については、2004年、2013年とも「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が過半数を超えており、首長自身は教育委員会制度の弊害をそれほど感じていない。図1、図2とも、2013年調査と2004年調査ではほとんど変化がみられない。後で述べる設問を除き、他の設問についても同様であった。

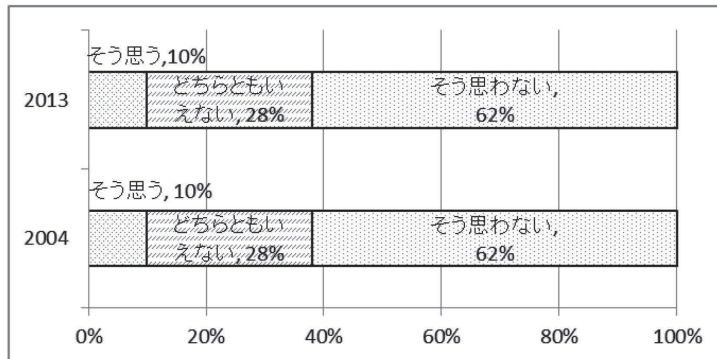
図1 教育委員会が首長部局から独立していることが首長にとって制約



(注) 「そう思う」は「どちらかといえばそう思う」を、「そう思わない」は「どちらかといえばそう思わない」をそれぞれ含む。以下同様。

(注) 図1~8は、「わからない」「無回答」を除いた結果である。また、パーセント未満を四捨五入しているため、前節までの数値と異なる場合がある。

図2 教育委員会が合議制であることが首長にとって制約となっている

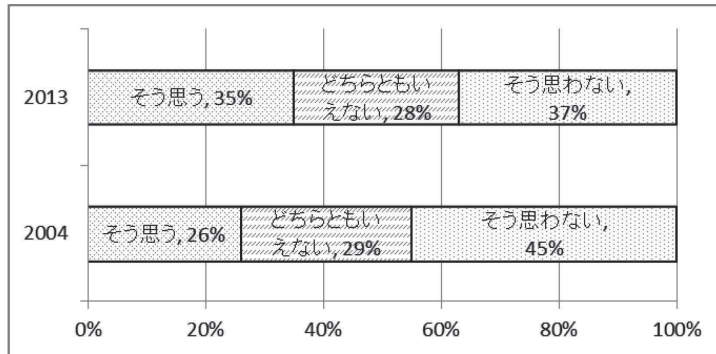


教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容

ただし、「教育委員会が合議制であるため教育委員の責任が不明確」についてのみ、前回調査に比べて「そう思う」と答える割合が高まっていた。図3から分かる通り、2013年は2004年に比べて「そう思う」が9

ポイント増加し、「そう思わない」が8ポイント減少している。教育委員の責任が不明確と感じる首長が増加したことがわかる。

図3 教育委員会が合議制であるため教育委員の責任が不明確



他方で、教育委員会制度が機能しているか否かについては、2013年調査では2004年調査よりも機能していると感じている首長の割合が高くなっている。

2004年調査では、(一般論として)市町村教育委員会制度は制度の趣旨に沿ってよく機能している、と考える首長は約44%であったが、2013年には約50%とおよそ6ポイント高くなっている。また、「貴自治体の教育委員会は制度の趣旨に沿ってよく機能している」との設問については、「そう思う」の割合が2004年の約64%か2013年には約69%と5ポイント上昇している。

2004年から2013年までの約10年間は、いじめ自殺や体罰事件への対応や、必修科目の未履修などをめ

ぐって、教育委員会への批判が社会的にもそれ以前に比べて強まった時期である。今次の改革は従来から潜在的な政治的課題であったとはいえ、こうした批判の高まりが改革の引き金になったことは否めない。しかし、他方でこうした世間的な批判の高まりとは逆に、教育委員会制度が機能していると考えられる首長はむしろこの10年間で増加している傾向がみられた。

もちろん、それは地方分権改革以降、首長の影響力がより強まっていることや、教育委員会の独立性が制度の趣旨以上に弱まっているためかもしれない。ただしそれだけでなく、最近の教育委員会の活動実態が以前に比べて実際に改善している可能性もあるだろう。

図4 市町村教育委員会制度は制度の趣旨に沿ってよく機能している

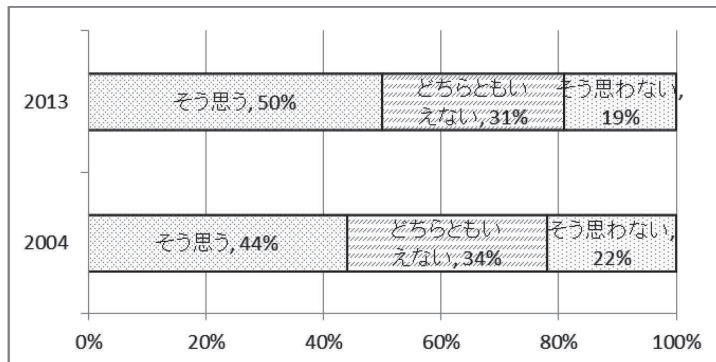
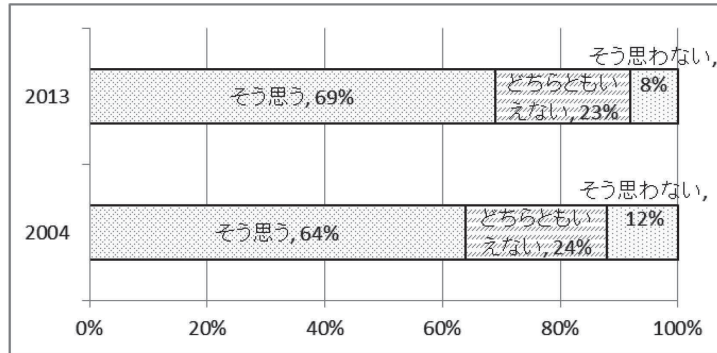


図5 貴自治体の教育委員会は制度の趣旨に沿ってよく機能している



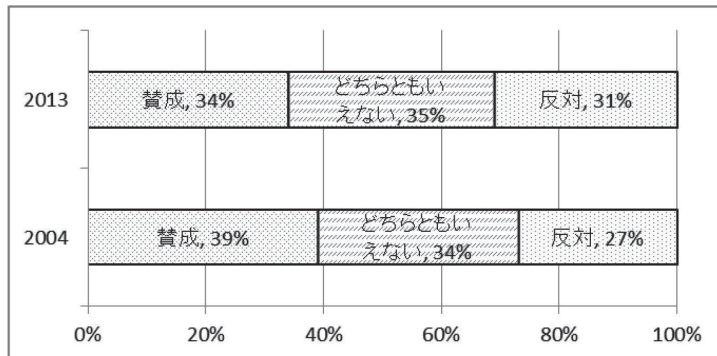
教育委員会制度改革の方向性については、2004年調査、2013年調査とも首長の回答の傾向は類似しており、「現行の教育委員会制度を変更する必要はない」は意見が分かれている一方、「合議制の執行機関としての教委制度を維持しつつ制度的改善を図る」は過半数の首長が賛成している。また、「現行の教育委員会制度を廃止してその事務を市町村長が行う」は6割近くの首長が反対と答えている。

このように大まかな傾向はこの10年間で変化はないが、いずれも「賛成」の割合が5ポイント以上減っていることも観察される。特に、「合議制の執行機関としての教委制度を維持しつつ制度的改善を図る」は賛成が12ポイント減っており、3つの設問の中では変化が比較的大きかった。

図6から図8はそれぞれ相反する設問にもかかわらず、

いずれの設問でも賛成の割合が減っているのは興味深い。現時点ではこの理由をデータから推論できるわけではないが、仮説的な説明として、首長に教育行政権限を一元化することには反対であるが、最終的な決定権限を教育委員会が保持する現行制度に対しても疑問を抱く首長が多くなっているのかもしれないことが考えられる。教育長を責任者として教育委員会を諮問機関とする選択肢に賛成する首長が半数を超えていたことから、そうした可能性がありうる。教育行政の首長からの独立性を一定程度保ちつつも、首長か教育委員会かの二択ではない地方教育行政制度改革が必要と考える首長が増加しているが、望ましい制度の具体像については未だ明確ではない、といったところであろうか。

図6 現行の教育委員会制度を変更する必要はない



教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容

図7 合議制の執行機関としての教委制度を維持しつつ制度的改善を図る

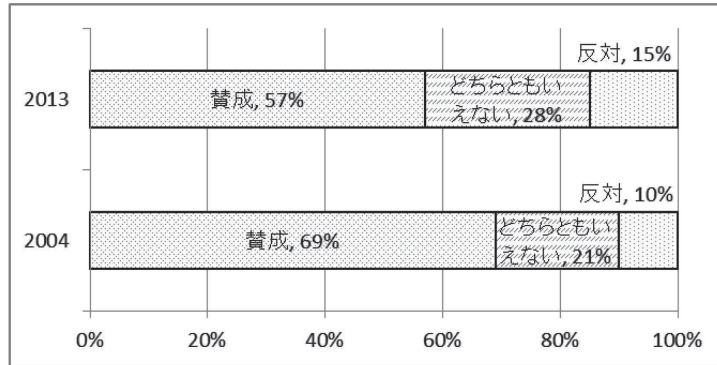
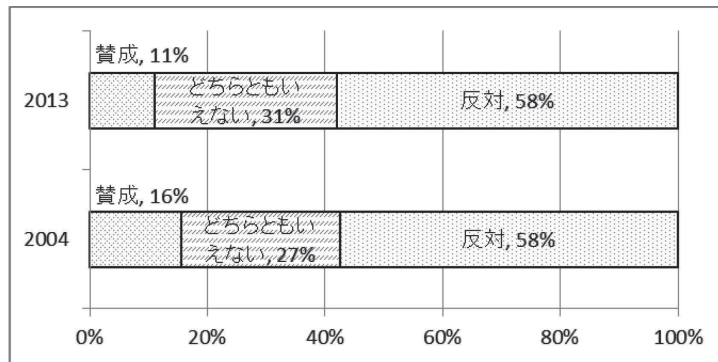


図8 現行の教育委員会制度を廃止してその事務を市町村長が行う



VI. おわりに

本論文では、2013年に市区町村の首長・教育長に対して行った質問紙調査の概要と、全ての設問についての単純集計結果を報告した。

本論文は仮説検証というよりは調査の全体像と結果を記述することが目的であったため、その知見や含意は読者の関心によっても異なるであろうが、改めて本調査から明らかになった主な知見をまとめておく。

第1に、教育委員会制度改革に対しては、首長・教育長とも教育行政権限の首長への一元化に反対する回答が多数であり、教育行政は一定程度首長から独立すべきであるとする首長・教育長が多かった。ただし、首長調査については合議制執行機関としての教育委員会を維持すべきとの意見と、教育長を責任者として教育委員会は諮問機関とすべきとの意見が拮抗していた。他方、教育長調査については教育委員会を執行機関と

して維持すべきとの見解が多く、その点で首長と教育長の見解はやや異なっていた。

第2に、教育委員会制度の運用実態については、首長・教育長とも比較的良好な評価であった。また、教育委員会制度の弊害や短所として指摘される点に関しても、首長・教育長の過半数は否定的であったが、「合議制であるため教育委員の責任が不明確」については、首長の意見は様々であった。

第3に、2004年調査と比べると今回の調査では、教育委員会制度の運用実態を肯定的に評価する首長が若干ではあるが増加していた。前回調査以降、教育委員会の責任体制の不明確さや事件等への対応が批判的となったが、教育委員会制度の運用実態に関する首長の評価は前回よりもむしろやや高く、教育委員会制度が機能しているとする首長が多数であった。

2015年度から地教行法改正が施行され、教育委員会制度はそのしくみが大きく変わることになる。制度改

革によっていかなる変容が生じてくるのかに関しては、新制度の下で様々な調査研究が行われるであろう。ただ、実態がどう変わったかは、本来は変化の前後を比較しないと分からない。この点については研究設計の工夫が必要であるが、同時に制度改革以前の基礎的なデータを蓄積しておくことも重要である。本論文はそうした問題関心も含みつつ、現行制度の下での運用実態と首長・教育長の意識・評価を明らかにした。

なお、本論文は調査の全体像と集計データを明らかにすることを目的にしたため、仮説検証的な分析を行うことや、人口規模との関連、前回調査とのさらなる比較、首長と教育長のデータを合わせた分析、今後の学術研究に資するようなマイクロ・データの整備など、多くの課題が残っている。これらの点については今後の研究を期したい。

[謝辞]

ご多忙の中、質問紙調査にご協力を賜りました市区町村長、市区町村教育委員会教育長の皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

[付記]

自由記述回答については本論文では紙幅の都合で省略したが、回答自治体が特定できないよう配慮を行った上で、2014年度中に筆者のウェブサイト

(<http://researchmap.jp/ymura> (2014年9月現在)) に掲載する予定である。

[付記]

本論文は、科学研究費補助金(課題番号:24730669、23330230、26285180、26590186)による研究成果の一部である。

頁、佐々木幸寿「市町村長の視点から見た首長—教育長の関係」『教育経営研究』17号、4-10頁、2011年、堀和郎・柳林信彦『教育委員会再生制度の条件』筑波大学出版会、2009年、など。

③ 『朝日新聞』2013年8月22日付朝刊、NHK「時論公論」2013年12月14日、『衆議院文部科学委員会議事録』2014年4月25日。

④ 堀・柳林、前掲書。

⑤ 2004年調査と同様に、5000人未満、5000～1万人、1～3万人、3万人以上で区分した。ただし費用面の制約から、半数を無作為抽出した2004年調査とは異なり、3分の1を無作為抽出している。

⑥ 事務局や会議の状況に関するデータは文部科学省が毎年度「教育委員会の現状に関する調査」として悉皆調査を行っており、全体的な傾向はそれで把握することが可能である。本調査では、仮説検証的な分析を行うためのデータを入手する必要があるため質問を設定した。

⑦ 堀・柳林、前掲書

⑧ 堀・柳林、前掲書、234頁。

① 2004年調査の結果については、村上祐介「教育委員会制度改革に対する自治体首長の意識と評価」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要』24号、2005年、49-75頁、を参照のこと。

② たとえば、河野和清「地方自治体の長からみた教育委員会制度」『季刊教育法』180号、2014年、46-57

教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容〈質問票〉

【質問票（市区町村長）】

(1) まず、首長ご自身のことについて簡単におうかがいします。

Q1 貴自治体名を下記にご記入ください（ご回答は統計処理を行いますので、個別の自治体名を断りなく公表することはいしません）。

（ ） 都・道・府・県
（ ） 市・区・町・村

Q2 首長ご自身の年齢と、貴自治体の長としての在職期数（いずれも平成25年4月1日現在）を教えてください。

年齢 （ ） 歳

現在 （ ） 期目

Q3 首長ご自身は、過去に以下の職業あるいは役職の経験をお持ちですか。ご経験のあるものすべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

- 1 市町村職員（教員を除く）
- 2 市町村議員
- 3 市町村教育委員会の教育委員
- 4 市町村教育委員会の教育長
- 5 都道府県庁の職員（教員を除く）
- 6 都道府県議会の議員
- 7 都道府県教育委員会の教育委員
- 8 都道府県教育委員会の教育長
- 9 教員（国公立・私立を問わず）
- 10 中央省庁職員（具体的に： 省（庁））
- 11 国会議員

(2) 次に、貴自治体の行政・政策全般についておうかがいします。

Q4 現在、貴自治体での行政課題として重要なものは何でしょうか。重要と思われるものから順番に3つまで選び、カッコ内に回答をご記入ください。分からない場合は、すべてに「0」とご記入ください。

1位（ ） 2位（ ） 3位（ ）

- 1 財政
- 2 行政改革
- 3 都市計画
- 4 公共事業
- 5 過疎対策
- 6 農林水産

7 農林水産以外の産業 8 環境 9 福祉 10 教育

11 治安対策 12 医療 13 雇用 14 文化

15 防災 16 市町村合併

17 その他（具体的に： ）

Q5 貴自治体での政策形成・実施全般において、より影響力の大きいと思われる方や団体から順番に3つまで選び、カッコ内に回答をご記入ください。分からない場合は、すべてに「0」とご記入ください。

1 市町村長 2 副市町村長 3 行政職員

4 議会 5 一般住民 6 各種利益団体

7 企業 8 職員組合 9 都道府県 10 国

11 地元選出県議会議員 12 地元選出国家議員

13 その他（具体的に： ）

Q6 首長ご自身と議会との関係について、次のうち最もよくあてはまると思うものに○をつけてください。（○はひとつ）

- 1 非常に協力的である
- 2 どちらかといえば協力的である
- 3 どちらともいえない
- 4 どちらかといえば非協力的である
- 5 全く非協力的である

Q7 首長に就任されて以来、首長ご自身が提案した特別職の人事に関して次のようなことがありましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

（○はいくつでも）

- 1 議会の本会議で人事案に同意が得られなかったことがある
- 2 人事案に対して議会の同意が得られそうになかったため、人事案の提出を断念したことがある、または、別の人物を提案したことがある
- 3 上記のようなことはなかった

Q8 公式・非公式を問わず、以下の幹部職員との接触・連絡はどの程度ありますか。次のうちから最もよくあてはまるものに○をつけてください（部長ではなく課長のみを置いている場合は、課長についてお答えください。また、複数名いる場合は平均値でお答えください）。（○はひとつずつ）

	ほぼ毎日	週に2~3回位	週に1回位	月に1~2回位	半年に数回以下	欠員・空席
(a) 副市町村長	1	2	3	4	5	0
(b) 総務部長	1	2	3	4	5	0
(c) 財政部長	1	2	3	4	5	0

(3) 続いて、教育行政・教育政策に限定しておうかがいします。

Q9 貴自治体での教育政策の形成・実施において、より影響力の大きいと思われる方や団体から順番に3つまで選び、カッコ内に回答をご記入ください。分からない場合は、すべてに「0」とご記入ください。1位() 2位() 3位()

- 1 首長 2 助役・収入役 3 教育長
- 4 教育委員長 5 その他の教育委員
- 6 教委事務局職員 7 首長部局の職員 8 議会
- 9 一般市民 10 企業 11 校長会 12 教職員組合
- 13 PTA 14 都道府県庁
- 15 県教委(教育事務所を含む) 16 国
- 17 地元選出県議会議員 18 地元選出国会議員
- 19 その他(具体的に:)

Q10 首長部局が所管する行政・政策全般と比較して、教育行政や教育政策では国や都道府県の影響力は大きいと思いますか、それとも小さいと思いますか。次のうち最もよくあてはまると思われるものに○をつけてください。(○はひとつ)

- 1 行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力は大きい
- 2 行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力はやや大きい
- 3 行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力は変わらない
- 4 行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力はやや小さい
- 5 行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力は小さい

Q11 首長部局が所管する行政・政策全般と比較して、教育行政や教育政策では首長ご自身の影響力は大きいと思いますか、それとも小さいと思いますか。次のうち最もよくあてはまると思われるものに○をつけてください。(○はひとつ)

- 1 行政・政策全般に比べて首長の影響力は大きい
- 2 行政・政策全般に比べて首長の影響力はやや大きい
- 3 行政・政策全般に比べて首長の影響力は変わらない
- 4 行政・政策全般に比べて首長の影響力はやや小さい
- 5 行政・政策全般に比べて首長の影響力は小さい

Q12 地方教育行政について述べた次の文について首長ご自身のご意見として最もよくあてはまると思われるものに○をつけてください。(○はひとつずつ)

	そう思う	どちらかといえそう思う	どちらともいえない	どちらかといえそう思わない	そう思わない	わからない
(a) 市区町村立学校の教職員人事は市区町村が行うことが望ましい	1	2	3	4	5	0
(b) 教育委員会が首長部局から独立していることが首長にとって制約となっている	1	2	3	4	5	0
(c) 教育委員会が合議制であることが首長にとって制約となっている	1	2	3	4	5	0
(d) 教育委員の任命に議会の同意を要することが制約となっている	1	2	3	4	5	0
(e) 教育委員会が合議制であるため教育委員の責任が不明確となっている	1	2	3	4	5	0
(f) 教育委員会が合議制であるため事務執行が遅滞しがちである	1	2	3	4	5	0
(g) 一般論として、市町村教育委員会制度は制度の趣旨に沿ってよく機能している	1	2	3	4	5	0
(h) 貴自治体の教育委員会は制度の趣旨に沿ってよく機能している	1	2	3	4	5	0

教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容〈質問票〉

Q13 次にあげる教育課題について、首長ご自身は自らが関与すべきと考えますか、それとも関与すべきでないと考えますか。それぞれについて最もよくあてはまると思われるものに○をつけてください。

(○はひとつずつ)

	関与すべき	どちらともいえない	関与すべきでない	わからない
(a) 教職員組合との交渉	1	2	3	0
(b) 学校統廃合	1	2	3	0
(c) 国旗・国歌に関する問題	1	2	3	0
(d) 教科書の採択	1	2	3	0
(e) 学校でのいじめ問題への対応	1	2	3	0
(f) 少人数教育の導入など 学力問題への対応	1	2	3	0
(g) 県費負担教職員の異動	1	2	3	0
(h) 社会教育・生涯学習	1	2	3	0

(4) 今後の地方教育行政や教育委員会制度の在り方についておたずねします。

Q14 一般論としておたずねします。将来の市町村教育委員会制度に関して述べた次の文について、首長ご自身はどうお考えですか。それぞれについて最もよくあてはまると思われるものに○をつけてください。(○はひとつずつ)

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらともいえない	どちらかといえば反対	反対	わからない
(a) 現行の教育委員会制度を変更する必要はない	1	2	3	4	5	0
(b) 合議制の執行機関としての教委制度を維持しつつ、必要な制度的改善を図る	1	2	3	4	5	0
(c) 教育委員会を諮問機関として、教育長を教育行政の責任者とする	1	2	3	4	5	0
(d) 現行の教育委員会制度を廃止して、その事務を市町村長が行う	1	2	3	4	5	0

Q15 では仮に今、教育委員会を設置するかどうか首長ご自身の選択に委ねられた場合、現行の教育委員会制度を維持しますか。最もよくあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)

- 1 現行の教育委員会制度を変更せず、そのまま維持する
- 2 合議制の執行機関としての教育委員会を維持するが、必要な制度的改善を図る
- 3 教育委員会を諮問機関として、教育長を教育行政の責任者とする
- 4 現行の教育委員会制度を廃止し、その事務を市町村長が行う
- 5 その他(具体的に:)

(Q15で「2 合議制の執行機関としての教育委員会を維持するが、必要な制度的改善を図る」と答えた方におたずねします。)

SQ 具体的にどのように改善したいとお考えでしょうか。下記にご自由にご記入ください。

(5) 首長と教育委員・教育長の関係についておたずねします。

Q16 公式・非公式を問わず、教育委員・教育長との接触・連絡はどの程度ありますか。次のうち最もよくあてはまるものに○をつけてください。

(○はひとつずつ)

	ほぼ毎日	週に2~3回位	週に一回位	月に1~2回位	半年に数回以下	欠員・空席
(a) 教育委員長	1	2	3	4	5	0
(b) その他の教育委員 (教育長を除く、平均値で)	1	2	3	4	5	0
(c) 教育長	1	2	3	4	5	0

Q17 首長ご自身は、ご自分と教育委員・教育長との意思疎通はどの程度できていると思いますか。次のうち最もよくあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつずつ)

	よく できて いる	まあ できて いる	どちら とも いえない	まあ できて いない	できて いない	欠員・ 空席
(a) 教育委員長	1	2	3	4	5	0
(b) その他の教育委員 (教育長を除く、平均値で)	1	2	3	4	5	0
(c) 教育長	1	2	3	4	5	0

Q18 首長ご自身は、教育委員（教育長を除く）を任命する際に、ご自分の思った通りに教育委員を選任できていますか。次のうち最もよくあてはまるものに○をつけてください。（○はひとつ）

- 1 自分の思った通りに選任できている
- 2 たまに自分の思った通りに選任できないことがある
- 3 しばしば自分の思った通りに選任できないことがある
- 4 全く自分の思った通りに選任できていない
- 5 首長に就任してから教育委員を任命したことがない
- 6 その他（具体的に： ）

（Q18で、2・3・4のうちいずれかを答えた方におたずねします。）

SQ ご自分の思った通りに教育委員を選任できないのはなぜですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

- 1 地域ごとのバランスに配慮する必要があるため
- 2 職業や各種団体ごとのバランスに配慮する必要があるため
- 3 年齢や性別のバランスに配慮する必要があるため
- 4 議会の会派ごとのバランスに配慮する必要があるため
- 5 都道府県や国から派遣される人材に配慮する必要があるため
- 6 適任者が見つからなかったため
- 7 議会で同意が得られなかったため
- 8 その他（具体的に： ）

Q19 首長ご自身は、教育長候補者を教育委員として任命する際に、ご自分の思った通りに選任できていますか。次のうち最もよくあてはまるものに○をつけてください。（○はひとつ）

- 1 自分の思った通りに選任できている
- 2 自分の思った通りに選任できないことがある
- 3 全く自分の思った通りに選任できていない
- 4 首長に就任してから教育長候補者を教育委員として任命したことがない
- 5 その他（具体的に： ）

（Q19で、2・3のいずれかに答えた方におたずねします。）

SQ ご自分の思った通りに教育長候補者を教育委員として任命できないのはなぜですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

（○はいくつでも）

- 1 行政職出身者が教育職出身者かあらかじめ決まっているため
- 2 都道府県や国から派遣される人材に配慮する必要があるため
- 3 適任者が見つからなかったため
- 4 議会で同意が得られなかったため
- 5 その他（具体的に： ）

(6) その他・自由記述

地方教育行政や教育委員会制度について何かご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

質問は以上です。長時間ご協力いただき、誠にありがとうございました。

【質問票（市区町村教育長）】

(1) まず、教育長ご自身や事務局のことについて簡単におうかがいします

Q1 貴自治体名を下記にご記入ください（ご回答は統計処理を行いますので、個別の自治体名を断りなく公表することはいたしません）。

教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容〈質問票〉

() 都・道・府・県
() 市・区・町・村

(2) 次に、教育長ご自身と教育委員、首長との連携についておうかがいします。

Q2 教育長ご自身の年齢と、貴自治体の教育長としての在職期間（いずれも平成25年4月1日現在）を教えてください。

年齢 () 歳
在職 () 年 () ヶ月

Q7 貴自治体の首長の教育政策に対するスタンスについて述べた次の文に関して、最もよくあてはまるものにそれぞれ○をつけてください。（○はひとつずつ）

Q3 ご自身の経歴について、ご経験のあるものすべてに○をつけてください。（○はいくつでも）
また、そのうち最も経験年数の長いものをお答え下さい。

- 1 小・中・高の教諭（国公立・私立問わず）
 - 2 小・中・高の学校管理職（国公立・私立問わず）
 - 3 市町村教育委員会事務局職員
 - 4 市町村の首長部局の職員
 - 5 都道府県教育委員会事務局職員
 - 6 都道府県の首長部局の職員
 - 7 中央省庁職員（具体的に： 省（庁））
 - 8 上記以外の職（具体的に： ）
- 上記のうち、最も経験年数の長いものの番号→（ ）

	よくあてはまる	あてはまる	どちらでもない	あてはまらない	全くあてはまらない	わからない
(a) 教育長に教育政策を全面的に委任している	1	2	3	4	5	0
(b) 教育長のアイデアを尊重している	1	2	3	4	5	0
(c) 教育長の政策提言を支援している	1	2	3	4	5	0
(d) 政策について首長がアイデアを積極的に出している	1	2	3	4	5	0
(e) 首長は政策を発案するが教育長との事前協議をする	1	2	3	4	5	0
(f) 政策は首長部局との事前協議が必須である	1	2	3	4	5	0
(g) 首長は頻繁に政策の説明を求め、変更もする	1	2	3	4	5	0
(h) 首長自身の発案を教委を通じて実現する	1	2	3	4	5	0
(i) 首長自身が具体的な指示をする	1	2	3	4	5	0

Q4 教育長に就任された時の首長はどなたでしたか。あてはまるものに○をつけてください。

- 1 現在の首長
- 2 前任の首長
- 3 それ以前の首長
- 4 わからない

Q8 貴自治体の教育委員について述べた次の文に関して、最もよくあてはまるものにそれぞれ○をつけてください。（○はひとつずつ）

Q5 教育委員会事務局の本務職員数・指導主事・社会教育主事の人数（平成25年4月1日現在）を教えてください。

教委事務局本務職員数： () 名
うち、指導主事： () 名
うち、社会教育主事： () 名

	よくあてはまる	あてはまる	どちらでもない	あてはまらない	全くあてはまらない	わからない
(a) 政策提案が多い	1	2	3	4	5	0
(b) 政策のアイデアをもらえることが多い	1	2	3	4	5	0
(c) 地域住民のニーズをもらえることが多い	1	2	3	4	5	0
(d) 首長との連絡調整を担っている	1	2	3	4	5	0
(e) 地域団体との調整を担っている	1	2	3	4	5	0

Q6 平成24年度の教育委員会会議（臨時会含む）の開催回数を教えてください。

教育委員会会議（臨時会含む）の開催回数： () 回

Q9 公式・非公式を問わず、他の教育委員や首長との接触・連絡はどの程度ありますか。次のうち最もよくあてはまるものに○をつけてくだ

さい（複数名いる場合は平均値でお答えください）。
（○はひとつずつ）

	ほぼ 毎日	週に 2~3 回位	週に 一回位	月に 1~2 回位	半年に 数回 以下	欠員 ・空席
(a) 教育委員長	1	2	3	4	5	0
(b) その他の教育委員	1	2	3	4	5	0
(c) 首長	1	2	3	4	5	0

Q10 上記Q9の接触・連絡は、こちらから接触・連絡することが多いでしょうか。それとも、相手からの接触・連絡が多いでしょうか。次のうち最もよくあてはまるものに○をつけてください（複数名いる場合は平均値でお答えください）。

（○はひとつずつ）

	こちら からが 多い	同じ くらい	相手 からが 多い	欠員・ 空席
(a) 教育委員長	1	2	3	0
(b) その他の教育委員	1	2	3	0
(c) 首長	1	2	3	0

Q11 教育長ご自身は、他の教育委員や首長との意思疎通はどの程度できていると思いますか。次のうち最もよくあてはまるものに○をつけてください（複数名いる場合は平均値でお答えください）。

（○はひとつずつ）

	よく できて いる	まあ できて いる	どちら とも いえない	あまり できて いない	できて いない	欠員・ 空席
(a) 教育委員長	1	2	3	4	5	0
(b) その他の教育委員	1	2	3	4	5	0
(c) 首長	1	2	3	4	5	0

(3) 次に、教育委員会と首長部局の連携についておうかがいします。

Q12, 13 平成19年の教育三法改正で文化・スポーツに関する事務を首長が所管することが可能となりましたが、貴自治体では文化・スポーツに関する事務を現在、首長部局に移管しているでしょうか。以下のうち、あてはまるものに○をつけ、（ ）には具体的にご記入ください。

Q12 文化に関する事務

- 1 全部または一部を首長部局に移管している
→ 平成（ ）年度から
- 2 全て教育委員会が所管している
- 3 わからない

（Q12で「1」と回答した方におたずねします。）

SQ1 文化に関する事務を首長部局に移管したことで、施策の立案過程や内容が変化したと感じますか。次のうち最もよくあてはまると思われるものに○をつけてください。（○はひとつ）

- 1 大きな変化があった
- 2 変化があった
- 3 あまり変化はなかった
- 4 まったく変化はなかった

（SQ1で「1」または「2」を回答した方におたずねします。）

SQ2 文化に関する事務を首長部局に移管したことで、具体的にどのような変化があったとお考えでしょうか。下記にご自由にご記入ください。

Q13 スポーツに関する事務

- 1 全部または一部を首長部局に移管している
→ 平成（ ）年度から
- 2 全て教育委員会が所管している
- 3 わからない

（Q13で「1」と回答した方におたずねします。）

SQ1 スポーツに関する事務を首長部局に移管したことで、施策の立案過程や内容が変化したと感じ

教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容〈質問票〉

ますか。次のうち最もよくあてはまると思われるものに○をつけてください。(○はひとつ)

- 1 大きな変化があった
- 2 変化があった
- 3 あまり変化はなかった
- 4 まったく変化はなかった

(SQ1で「1」または「2」を回答した方におたずねします。)

SQ2 スポーツに関する事務を首長部局に移管したことで、具体的にどのような変化があったとお考えでしょうか。下記にご自由にご記入ください。

Q14 以下の事務について、首長部局への事務委任・補助執行、または首長部局からの事務委任・補助執行を現在行っているでしょうか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

(それぞれ○はいくつでも)

	事務委任有	補助執行有	いずれもなし
(a) 社会教育	1	2	3
(b) 文化	1	2	3
(c) スポーツ	1	2	3
(d) 幼稚園	1	2	3
(e) 保育所	1	2	3

(首長部局から教委への委任等)

(上記のQ14で一つでも「1 事務委任有」または「2 補助執行有」を回答した方におたずねします。)

SQ1 事務委任・補助執行によって施策の立案過程や内容に変化がありましたでしょうか。

事務委任または補助執行があった事務についてそれぞれお答えください。(○はひとつずつ)

	大きな変化があった	変化があった	あまり変化はなかった	まったく変化はなかった	わからない
(a) 社会教育	1	2	3	4	0
(b) 文化	1	2	3	4	0
(c) スポーツ	1	2	3	4	0
(d) 幼稚園	1	2	3	4	0
(e) 保育所	1	2	3	4	0

(SQ1で一つでも「1 大きな変化があった」または「2 変化があった」を回答した方におたずねします。)

SQ2 これらの事務を首長部局(または教育委員会)に事務委任・補助執行したことで、具体的にどのような変化があったとお考えでしょうか。下記にご自由にご記入ください。

Q15 平成24年度に教育委員会と首長との意見交換会、もしくはそれに類する会議を開催した回数を教えてください。開催していない場合は、「0」とご記入ください。

教育委員会と首長との意見交換会の開催回数
(平成24年度): () 回

(4) 続いて、教育行政・教育政策に関する認識をおうかがいします。

Q16 首長部局が所管する行政・政策全般と比較して、教育行政や教育政策では国や都道府県の影響力は大きいと思いますか、それとも小さいと思いますか。次のうち最もよくあてはまると思われるものに○をつけてください。(○はひとつ)

- 1 行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力は大きい
- 2 行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力はやや大きい
- 3 行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力は変わらない
- 4 行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力はやや小さい
- 5 行政・政策全般に比べて国・都道府県の影響力は小さい

Q17 首長部局が所管する行政・政策全般と比較して、教育行政や教育政策では首長の影響力は大きいと思いますか、それとも小さいと思いますか。次のうち最もよくあてはまると思われるものに○をつけてください。(○はひとつ)

- 1 行政・政策全般に比べて首長の影響力は大きい
- 2 行政・政策全般に比べて首長の影響力はやや大きい

- 3 行政・政策全般に比べて首長の影響力は変わらない
- 4 行政・政策全般に比べて首長の影響力はやや小さい
- 5 行政・政策全般に比べて首長の影響力は小さい

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらともいえない	どちらかといえば反対	反対	わからない
--	----	------------	-----------	------------	----	-------

Q18 地方教育行政について述べた次の文について、教育長ご自身のご意見として最も近いと思うものに○をつけてください。(○はひとつずつ)

(a) 現行の教育委員会制度を変更する必要はない	1	2	3	4	5	0
(b) 合議制の執行機関としての教委制度を維持しつつ、必要な制度的改善を図る	1	2	3	4	5	0
(c) 教育委員会を諮問機関として、教育長を教育行政の責任者とする	1	2	3	4	5	0
(d) 現行の教育委員会制度を廃止して、その事務を市町村長が行う	1	2	3	4	5	0

そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない
------	--------------	-----------	----------------	--------	-------

(a) 市区町村立学校の教職員人事は市区町村が行うことが望ましい	1	2	3	4	5	0
(b) 教育委員会が首長部局から独立していることが首長にとって制約となっている	1	2	3	4	5	0
(c) 教育委員会が合議制であることが首長にとって制約となっている	1	2	3	4	5	0
(d) 教育委員の任命に議会の同意を要することが首長にとって制約となっている	1	2	3	4	5	0
(e) 教育委員会が合議制であるため教育委員の責任が不明確となっている	1	2	3	4	5	0
(f) 教育委員会が合議制であるため事務執行が遅滞しがちである	1	2	3	4	5	0
(g) 一般論として、市町村教育委員会制は制度の趣旨に沿ってよく機能している	1	2	3	4	5	0
(h) 貴自治体の教育委員会は制度の趣旨に沿ってよく機能している	1	2	3	4	5	0

Q20 教育委員会制度に関して、具体的にどのように変えるべき（あるいは変えるべきでない）とお考えでしょうか。下記にご自由にご記入ください。

(6) その他・自由記述

地方教育行政や教育委員会制度について何かご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

質問は以上です。長時間ご協力いただき、誠にありがとうございました

(5) 今後の地方教育行政や教育委員会制度の在り方についておたずねします。

Q19 一般論としておたずねします。将来の教育委員会制度に関して述べた次の文について、教育長ご自身はどうお考えですか。それぞれについて最もよくあてはまると思われるものに○をつけてください。(○はひとつずつ)